

加古川市国民保護計画

令和5年8月変更

加古川市

目 次

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市の責務及び計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 市保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

- 1 関係機関の事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 市の地理的、社会的特徴

- 1 自然条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 人口分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 道路・交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5章 計画が対象とする事態

- 1 武力攻撃事態等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 緊急処理事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

- 1 初動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 消防機関の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 防災拠点等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第2節 関係機関との連携体制の整備

- 1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 近接市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3節 市民に期待される取組等

- 1 市民に期待される取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 市民との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 自主防災組織及びボランティアに対する支援・・・・・・・・・・ 26

第4節 通信の確保

- 1 兵庫衛星通信ネットワークの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 フェニックス防災システムの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 IP無線機の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 市民に対する通信連絡手段の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第5節	情報収集・提供等の体制整備	
1	基本的考え方	29
2	警報等の伝達に必要な準備	29
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第6節	研修及び訓練	
1	研修	32
2	訓練	32
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
1	避難に関する基本的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	一時集合場所の選定	36
6	避難施設の指定への協力	36
7	医療体制の整備	36
8	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
第4章	啓発	
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において市民が取るべき行動等に関する啓発	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	
第1章	組織の設置	
1	危機管理対策会議等の設置	42
2	市対策本部との調整	44
第2章	市対策本部の設置等	
第1節	市対策本部の設置等	
1	市対策本部の設置	45
2	市の各部・班の機能	46
3	市現地対策本部の設置	46
4	現地調整所の設置	46
5	市対策本部長の権限	46
6	市対策本部の廃止	47
第2節	職員の動員・配備	
1	配備指令の発令及び伝達	48
2	配備の基準	48

3	配備指令が適用される範囲及び様式	49
4	武力攻撃事態等における職員の注意事項	49
5	配備人員	49
第3節	通信の確保	
1	通信の確保	50
第3章	関係機関相互の連携	
1	国・県の対策本部との連携	51
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	51
3	自衛隊の部隊等の派遣要請	52
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6	市の行う応援等	55
7	市民の協力等	55
第4章	警報及び避難の指示等	
第1節	警報の伝達等	
1	警報の伝達	57
2	緊急通報の伝達及び通知	58
第2節	避難住民の誘導等	
1	避難の指示の通知・伝達	59
2	避難実施要領の策定	59
3	避難住民の誘導	61
4	避難の種類	64
5	避難に当たって留意すべき事項	66
第5章	救援	
第1節	救援の実施	
1	救援の実施	69
2	関係機関との連携	70
第2節	救援の実施方法	
1	収容施設の供与	71
2	炊き出しその他による食料の供給	75
3	飲料水の供給	77
4	被服・寝具その他生活必需品等の給与又は貸与	78
5	医療の提供及び助産	79
6	被災者の捜索及び救出	81
7	埋葬及び火葬	82
8	電話その他の通信設備の提供	82
9	学用品の給与	83
10	死体の捜索及び処理	83
11	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	84

第6章	安否情報の収集・提供	
1	安否情報の収集	85
2	県に対する報告	86
3	安否情報の照会に対する回答	86
4	日本赤十字社に対する協力	87
第7章	武力攻撃災害への対処	
第1節	武力攻撃災害への対処	
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	88
2	武力攻撃災害の兆候の通報	88
第2節	応急措置等	
1	武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	89
2	退避の指示	89
3	警戒区域の設定	91
4	土地、建物の一時使用等	92
5	消防に関する措置等	92
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	
1	生活関連等施設の安全確保	95
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	95
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	96
第4節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	
1	武力攻撃原子力災害への対処	97
2	NBC攻撃による災害への対処	98
第8章	被災情報の収集・報告及び公表	
1	被災情報の収集及び報告	100
2	市における被災情報の公表等	102
3	問い合わせへの対応	105
第9章	保健衛生の確保その他の措置	
1	保健衛生の確保	106
2	感染症対策の実施	106
3	廃棄物の処理	107
4	文化財の保護	110
第10章	市民生活の安定に関する措置	
1	生活関連物資等の価格安定	111
2	避難住民等の生活安定等	112
3	生活基盤等の確保	112
第11章	特殊標章等の交付及び管理	113
第4編	復旧等	
第1章	応急の復旧	
1	基本的考え方	115

2	公共的施設の応急の復旧	115
第2章	武力攻撃災害の復旧	116
第3章	財政上の措置等	
1	費用負担及び支弁	117
2	損失補償及び損害補償	118
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	118
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	118
第5編	緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態	119
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	119

資料等

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、計画の目的、対象等、計画の趣旨について示す。

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号（以下「国民保護法」という。））に基づき、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を定め、当該措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 市の責務及び計画の位置づけ

この計画は、武力攻撃事態等において、市の役割と責任を明らかにするとともに、市が行う各種の行動計画を示すものである。

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の定める国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、市の定める国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する国民保護措置】（国民保護法16Ⅰ）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市保護計画に定める事項】（国民保護法35Ⅱ）

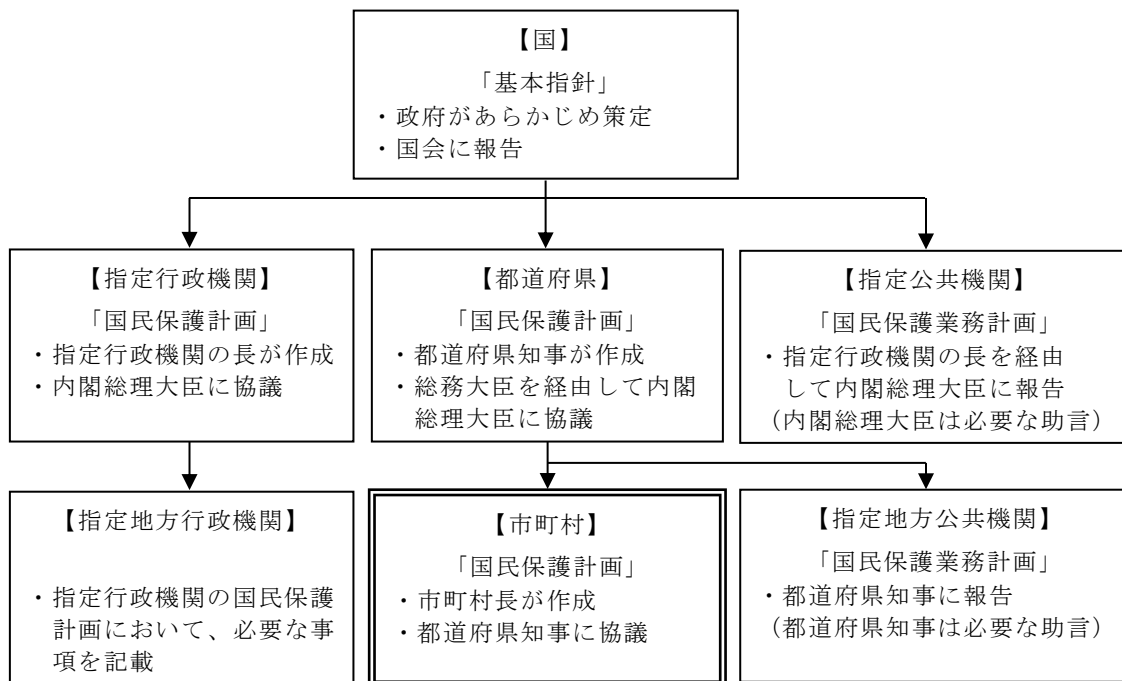
- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(3) 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて市の区域内に避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

(4) 他の計画等との関係

武力攻撃事態等において国民保護措置を実施することに備えて、あらかじめ国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成することとなっており、基本指針と国民保護計画等の関係は次のようになる。



(5) 計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市保護計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。

また、県保護計画は、政府の策定する基本指針に基づき作成することとなっており、さらに市保護計画については、県保護計画に基づき作成することとなっていることから、基本指

針や指定行政機関の国民保護計画、県保護計画さらには近隣市町の国民保護計画との整合に留意しつつ、必要な見直しを行っていくものとする。

市保護計画の見直しに当たっては、加古川市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市保護計画の作成・変更（国民保護法 35, 39）

市長は、市保護計画を作成・変更するときは、市協議会に諮問の上、知事に協議し、議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は不要とされている。

【軽微な変更】（国民保護法施行令 5）

- ① 行政区画、市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項若しくは同法第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（国民保護法 5）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済（国民保護法 6）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続について、これらの手続を迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

(3) 市民に対する情報提供（国民保護法 8 I）

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から、防災のための連携体制を踏まえ、相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力（国民保護法 4）

市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないように配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

【協力を要請できる事項】

- ① 住民の避難に関する訓練への参加（国民保護法 42）
- ② 避難住民の誘導への協力（国民保護法 70）
- ③ 救援への協力（国民保護法 80）
- ④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（国民保護法 115）
- ⑤ 保健衛生の確保への協力（国民保護法 123）

(6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施（国民保護法 9）

市は、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導等の国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（国民保護法 22）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

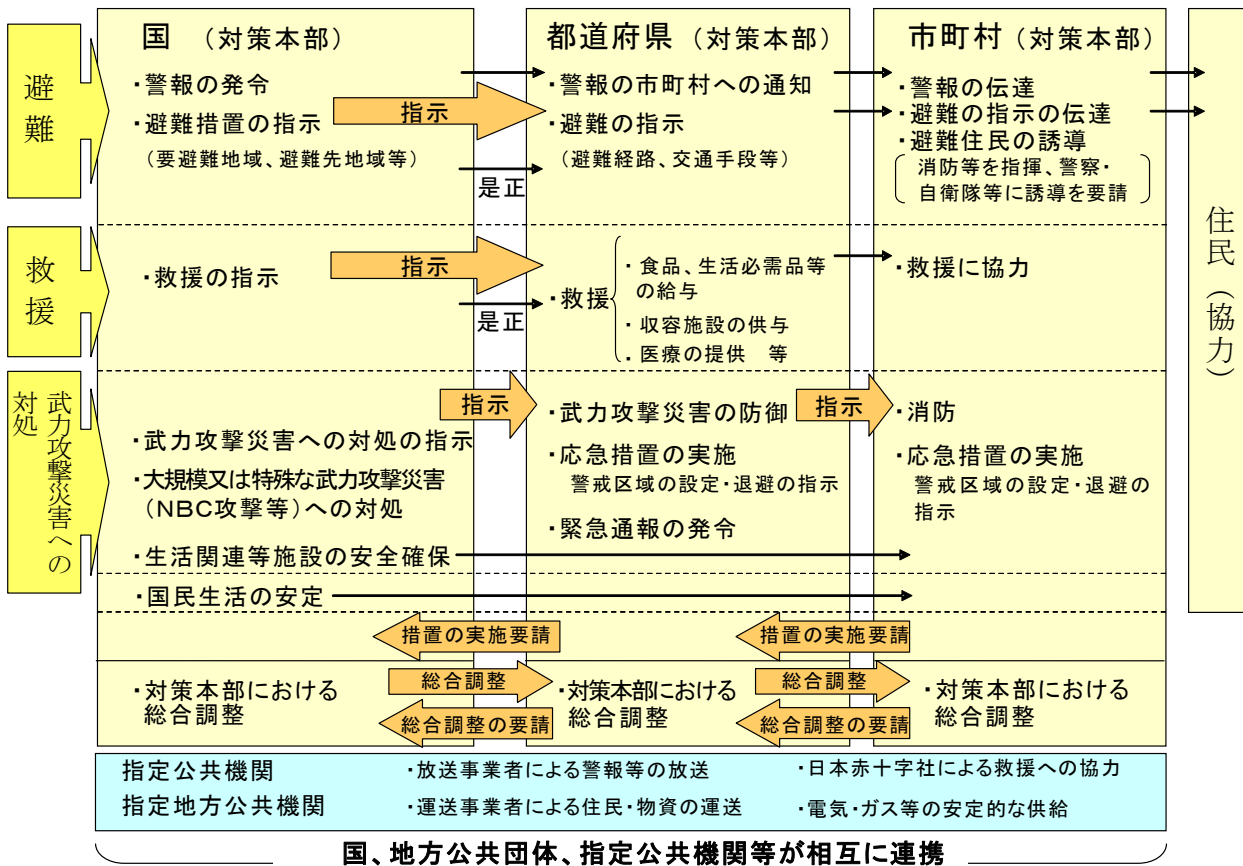
【安全配慮規定】

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	国民保護法 70
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	国民保護法 73
3 緊急物資の運送の求めにより実施する場合の運送事業者	国民保護法 79
4 救援に必要な援助について協力する者	国民保護法 80
5 要請又は指示に応じて医療を行う者	国民保護法 85
6 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	国民保護法 105
7 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	国民保護法 110
8 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	国民保護法 115
9 消防の応援等のため出動する職員	国民保護法 120
10 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	国民保護法 123

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県保護計画の作成 2 県協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	輸入物資の通関手続
近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉦山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部 (姫路海上保安部、加古川海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送テレビ(株)、(株)毎日放送、 関西テレビ放送(株)、読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) (株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西	
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)フェリーさんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) (株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、 沼島汽船(株)、坊勢輝汽船(株)	
② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽バス(株)	
③ 航空事業者 (指定公共機関) (株)AIRDO、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、日本航空(株)、 全日本空輸(株) (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株)	

機関の名称	事務又は業務の大綱
④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、 (一財)神戸住環境整備公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、WILLER TRAINS(株)、 能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、六甲山観光(株) ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株) ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会	
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱 (指定公共機関) 西日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
[電気事業者]	電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力(株)、関西電力送配電(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関
[ガス事業者]	ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪瓦斯(株)、大阪ガスネットワーク(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会
日本郵便(株)	郵便の確保
[病院その他の医療機関]	医療の確保 (指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	河川管理施設、道路の管理 (指定公共機関) (独)水資源機構 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について示す。

1 自然条件等

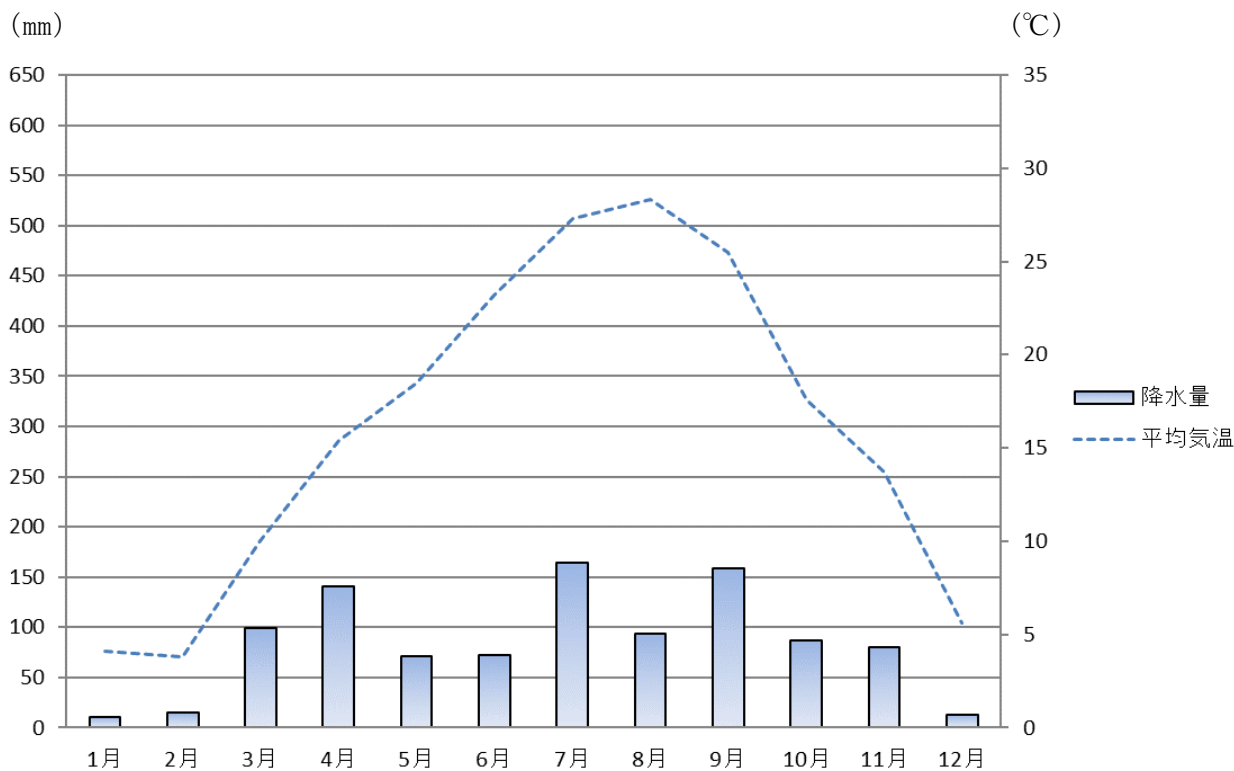


加古川市は、播磨平野の東部を流れる県下最大の一級河川「加古川」の下流に位置しており、肥沃な沖積平野と広大な印南野台地、そして温暖な気候に恵まれている。

地理的特徴としては、加古川により東西に分けられていると言える。

気象の一般的特徴としては、温暖で日照が多く、降水量も全国的にみて少ないと言え、令和4年における年平均気温は、16.1℃、年間の日照時間は2,228.1時間、降水量は1,004.0mmとなっている。

【降水量・気温の変化】（令和4年）



資料：気象庁ホームページ

2 人口分布

年齢別に見ると、全国的な高齢化の流れの例にもれず、加古川市でも人口の高齢化が進行しているが、比較的若い年齢層の社会移動による流入があるため、令和5年4月1日の老年人口率（65歳以上）は28.5%を示している。

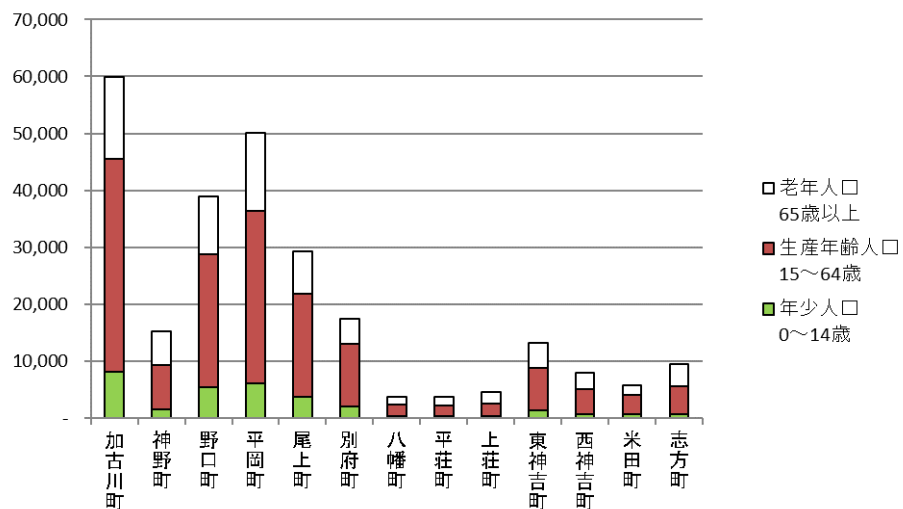
また、令和5年4月1日現在、老年人口率は町によって大きく異なっており、最も高い上荘町では42.6%、最も低い加古川町では24.0%と率で1.8倍近い開きがある。一般的に都市化が遅れている地域で老年人口率が高くなる傾向が見られ、本市の場合、上荘町に次いで志方町（41.1%）、平荘町（40.7%）、神野町（38.5%）などで高齢化が進んでいる。

昼間人口及び夜間人口については、令和2年国勢調査によると昼間人口234,987人、夜間人口260,878人、昼間人口指数90.0%となっており、隣接地域への従業・通学によるものと考えられる。

【各町における推計人口】（令和5年4月1日現在）

	世帯数	人口		
		総数	男	女
総数	109,079	256,931	125,246	131,685
加古川町	24,973	59,485	28,807	30,678
神野町	6,178	15,015	6,928	8,087
野口町	15,892	38,560	18,682	19,878
平岡町	22,548	50,104	24,821	25,283
尾上町	12,599	28,862	14,338	14,524
別府町	7,851	17,377	8,643	8,734
八幡町	1,424	4,184	2,399	1,785
平荘町	1,431	3,640	1,727	1,913
上荘町	1,716	4,307	2,095	2,212
東神吉町	5,204	12,814	6,113	6,701
西神吉町	3,278	7,799	3,677	4,122
米田町	2,437	5,686	2,661	3,025
志方町	3,548	9,098	4,355	4,743

【各町における年齢別人口】（令和5年4月1日現在）



3 道路・交通

(1) 道路の状況

加古川市は神戸市・阪神地域と、姫路市を中心とする播磨地域とを結ぶ県下の主要な動線上に位置しており、鉄道、道路網とも東西方向の動きが中心となっている。

加古川市の道路体系も東西方向の道路が中心であり、加古川バイパス、明姫幹線、国道2号が主要な役割を果たしている。また、平成9年に市北部に山陽自動車道が開通し、志方町に加古川北インターチェンジが設置され、加古川市の道路交通は高速自動車国道に直結することとなった。

南北方向の道路としては、高砂北条線、加古川小野線などの県道の整備が進められているほか、東播磨南北道路の整備が進められており、平成26年に加古川中央ジャンクションから八幡稲美ランプまでが、令和5年に八幡稲美ランプから八幡三木ランプまでが開通した。

(2) 交通量

主要道路の交通量（平成27年交通センサス）を見ても、東西交通が圧倒的に多くなっており、加古川バイパスにおける平日昼間の12時間の交通量は、約6万5千台となっている。

また、明姫幹線も3万6千台を超えており、明姫幹線が整備されたことで、都市間交通は加古川バイパスと明姫幹線で処理されていると考えられ、国道2号は地域交通を担う役割を果たすようになったものと思われる。

南北方向では、加古川小野線約1万6千台のほか、高砂北条線、高砂加古川加西線、宗佐土山線が約1万台の交通量を負担しており、これらの路線がそれぞれ分担しているものと考えられる。

(3) 鉄道の状況

加古川市内には、西日本旅客鉄道として在来線である山陽本線が東西に、加古川線が南北に走っている。さらに私鉄では、山陽電気鉄道があり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

各鉄道の利用状況は以下のとおりである。

【西日本旅客鉄道株式会社】

年度	総数		加古川線					
			日岡駅		神野駅		厄神駅	
	普通	定期	普通	定期	普通	定期	普通	定期
29年度	6,666	17,120	64	159	101	295	70	257
30年度	6,571	17,012	65	158	98	293	68	244
元年度	6,449	17,068	61	171	97	290	69	236
2年度	4,055	14,697	40	156	67	250	44	200
3年度	4,228	14,937	42	162	70	254	46	194

単位：千人

資料：加古川市統計書

【山陽電気鉄道株式会社】

年度	総数		尾上の松駅		浜の宮駅		別府駅	
	普通	定期	普通	定期	普通	定期	普通	定期
29年度	1,153	2,261	259	518	303	606	591	1,137
30年度	1,149	2,315	263	528	301	626	585	1,161
元年度	1,109	2,358	251	537	294	634	564	1,187
2年度	795	2,103	183	481	204	575	408	1,047
3年度	845	2,111	191	485	213	585	441	1,041

単位：千人

資料：加古川市統計書

(4) 港湾の状況

東播磨港は瀬戸内海東部に位置する重要港湾で、港湾区域約3,766haを有し、陸域は東西約14km、明石市、播磨町、加古川市、高砂市にわたり、西側に隣接する特定重要港湾姫路港とともに、播磨工業地帯の中核港湾として重要な役割を果たしている。

本市の港湾には、別府港区と別府西港区があり、それぞれの入港船舶数の状況は以下のとおりである。

年次		総数		別府港区							
				別府港区計		貨物船		うち石油タンカー		その他	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
29年	外航	895	20,539,201	529	17,749,058	527	17,747,606	1	46,021	2	1,452
	内航	8,566	5,061,033	4,232	3,574,428	4,123	3,571,233	552	193,840	109	3,195
30年	外航	907	21,318,743	596	18,804,683	593	18,802,914	1	1,448	3	1,769
	内航	8,438	4,882,565	4,030	2,469,649	3,916	2,465,737	519	180,675	114	3,912
元年	外航	848	21,922,900	562	19,556,559	562	19,556,559	1	46,789	-	-
	内航	7,519	6,144,615	3,838	2,441,125	3,724	2,438,218	531	181,947	114	2,907
2年	外航	786	16,619,088	489	14,216,033	488	14,215,691	2	94,164	1	342
	内航	6,849	5,027,846	3,537	2,175,022	3,443	2,172,702	477	157,500	94	2,320
3年	外航	729	18,834,893	476	16,177,846	476	16,177,846	-	-	-	-
	内航	7,611	5,449,189	3,626	2,277,520	509	176,452	-	-	-	-

年次		別府西港区							
		別府西港区計		貨物船		うち石油タンカー		その他	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
29年	外航	366	2,790,143	366	2,790,143	-	-	-	-
	内航	4,334	1,486,605	4,334	1,486,605	201	101,011	-	-
30年	外航	311	2,514,060	311	2,514,060	-	-	-	-
	内航	4,408	2,412,916	4,406	2,411,918	201	104,090	2	998
元年	外航	286	2,366,341	286	2,366,341	-	-	-	-
	内航	3,681	3,703,490	3,666	3,696,192	193	103,162	15	7,298
2年	外航	297	2,403,055	297	2,403,055	-	-	-	-
	内航	3,312	2,852,824	3,140	2,847,071	209	105,819	172	5,753
3年	外航	253	2,657,047	253	2,657,047	-	-	-	-
	内航	3,867	3,169,415	3,276	3,158,186	194	95,272	591	11,229

資料：加古川市統計書

(5) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

加古川市における、石油コンビナート等災害防止法で定める石油コンビナート等特別防災区域の状況は以下のとおりである。

【特別防災区域の状況】 ※加古川市域分のみ

区域名	面積	特定事業所数
東播磨地区	5,631,337 m ²	2

【特定事業所の状況】

事業所名	石油貯蔵量	高圧ガス貯蔵取扱量	種別
(株) 神戸製鋼所加古川製鉄所	25,301kl	33,405,070 N m ³	R 1 種
関西熱化学(株) 加古川工場	11,763kl	5,476,000 N m ³	R 1 種

第5章 計画が対象とする事態

市保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

【基本指針で想定されている事態】

1 武力攻撃事態

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特徴、留意点
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 <ol style="list-style-type: none">1 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。2 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。

事態の類型	特徴、留意点
	<p>3 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>【想定される主な被害】 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>【被害の範囲・期間】 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。</p> <p>【事態の予測】 敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。</p> <p>【留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 2 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 2 海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 2 NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>【事態の予測】 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>【留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 2 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>【想定される主な被害】 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>

事態の種類	特徴、留意点
	<p>【事態の予測】 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p> <p>【留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 2 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 2 ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>【被害の範囲・期間】 その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。</p> <p>【事態の予測】 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>【留意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 2 生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特徴、留意点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 2 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。

攻撃の種類	特徴、留意点
	<p>3 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</p> <p>4 ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【留意点】</p> <p>1 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>2 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>3 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。</p> <p>4 放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</p> <p>5 汚染地域への立入制限を確実に行之、救急・救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p>
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <p>1 生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>2 生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>【留意点】</p> <p>国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</p>
化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <p>1 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</p> <p>2 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>【留意点】</p> <p>1 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。</p> <p>2 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</p> <p>3 化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第 22 条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針にお

いて武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	1 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく 2 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	1 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 2 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	1 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 2 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダム破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	1 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 2 列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	1 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 2 ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり 3 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	1 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 2 弾道ミサイル等の飛来	1 施設の破壊に伴う人的被害が発生(施設の規模によって被害の大きさが変化) 2 攻撃目標である施設周辺への被害も予想 3 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 4 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

国民保護措置の実施に必要な組織・体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて示す。

第1節 市における組織・体制の整備

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備、国民保護措置の拠点等について定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 参集が困難な場合の対応

加古川市国民保護対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

2 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するととも

に、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

3 防災拠点等の活用

武力攻撃事態等において、初動時から国民保護措置を迅速かつ的確に実施することができるよう地域防災計画で定める防災中枢拠点及び地域防災拠点を活用する。

【防災中枢拠点】

- ① 市役所
加古川市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置
- ② 加古川市防災センター
国民保護措置を実施する上での活動拠点
緊急消防援助隊の集結場所

【地域防災拠点】

加古川北・野口・平岡・尾上・別府・両荘・加古川西・志方市民センター及び加古川公民館

役割

- ア 現地における情報の収集
- イ 応急対策の中核的な役割として現地災害対応拠点
- ウ 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送（緊急輸送拠点）
- エ 広域防災拠点から派遣された要員の駐屯地

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県との緊密な連携

市は、県との緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市と県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意するとともに、緊密な情報の共有を図る。

(2) 市保護計画の県への協議

市は、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

広域にわたる避難や救援等に関し、的確な対応が行えるよう、東播磨県民局管内の3市2町及び県で構成する「市町国民保護連絡会議」等の場を活用するなど、近接市町との間で緊密な情報の共有を図るなど、近接市町相互間の連携を図る。

なお、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携

市は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう関係指定公共機関等との連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、武力攻撃災害発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連携体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

なお、災害医療体制の整備、医薬品等の備蓄については、以下のとおり地域防災計画で定める内容を推進するものとする。

【災害医療体制の整備】

① 災害拠点病院（兵庫県立加古川医療センター）

兵庫県は、地域の基幹病院となる災害拠点病院として防災設備も備えた拠点病院を整備することとされている。

② 災害医療救護体制の整備

医師会との連携・協力要請、災害医療活動の調整や医薬品の確保等を行い、医療体制を予め整備するものとする。また、医療関係機関は傷病者搬送、救護班・医療スタッフの派遣において連携を図ることとする。

【医薬品等の備蓄】

① 医薬品の備蓄

災害発生時に備えた医薬品の備蓄に努めるものとし、市内の医療機関等においても必要医薬品の備蓄を促進するものとする。

② 救護所用資機材の確保

災害発生に備え、救護所設置用資機材の確保に努めるものとする。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等により、防災に準じた連携体制の整備を図る。

また、市は、企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第3節 市民に期待される取組等

国民保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

1 市民に期待される取組

迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び町内会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 町内会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、町内会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報取り扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市や消防機関と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を住民に伝達する。
- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 市や消防機関と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ 消防機関と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 市民との連携

(1) 市民との連携

市は、県と協力しながら、市民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、町内会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努める。

3 自主防災組織及びボランティアに対する支援（国民保護法 4Ⅲ）

市は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努める。

第4節 通信の確保

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、武力攻撃事態等における情報収集・伝達手段として利用する情報通信機器・施設の整備及び運用について定める。

1 兵庫衛星通信ネットワークの活用

被災、輻輳等により公衆回線・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保し、迅速・的確な応急対策を図る。

機能としては、音声、ファクシミリ、データ回線、映像情報伝達などにより、県、市町、消防本部及び消防庁等との通話を行う。

【衛星電話のかけかた】

次の順にダイヤルする。FAXも同様。

発信元衛星回線選択番号 + 相手先地球局番号 + 内線番号

- ※ 衛星回線選択番号…加古川市の場合、衛星選択番号「7」を押すことで利用できる。
- 相手先地球局番号…庁舎ごとに設定された番号。県外にかける場合は、この前に都道府県番号をつける。
- 内線番号……………電話機ごとの番号。兵庫県庁では内線番号がそのまま使用できる。

加古川市から県庁へ…………… 7 + 151 + 内線番号
かける場合

加古川市へかける場合…………… かける側の衛星回線選択番号 + 210 + 52又は53

2 フェニックス防災システムの活用

県、県内各市町、各消防本部等を接続した兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）を利用して、相互に情報交換及び共有化を行い、武力攻撃災害が発生したときの迅速な対応策を講じる。

機能としては、各種災害情報、気象警報の自動発信システムや、災害情報システムを利用した防災コミュニケーションを行う。

3 IP無線機の活用

武力攻撃災害時において、電話回線の途絶等により、公衆回線・専用線が使用できない場合には、各地域防災拠点（各市民センター等）との通信をIP無線機により行う。

4 市民に対する通信連絡手段の整備

市は、武力攻撃災害時の市民に対する情報伝達手段として、「防災ネットかこがわ」、「加古川市防災ポータル」、自動音声配信サービス、屋外拡声器及びモーターサイレン並びに「BAN-BANテレビ」及び「BAN-BANラジオ」等多様な通信手段の整備充実に努めるとともに、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力について検討する。

第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 各部の情報収集体制の整備

各部は、情報の収集に当たって、その役割に応じた情報を収集するだけでなく、その他の武力攻撃災害に関する兆候等についても入手、分類、整理し、市対策本部又は危機管理対策会議等が設置されたときに、迅速に情報の共有化ができるよう、多様な武力攻撃災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 各部の連絡体制の整備

各部は、武力攻撃災害情報や被害状況の迅速な収集及びとりまとめを確実に実施するため、予め職員の役割、手順及び使用する通信手段等を明確に定める。

職員の役割、手順等については、加古川市危機管理基本指針の定めに基づき、情報管理責任者を中心に、情報受信者、情報集約者、情報分析・報告者が、記録、分類、整理等を行い、市対策本部又は危機管理対策会議等に連絡するなど、既存の連絡体制を活用するものとする。

(3) 活動マニュアルの整備

情報収集に当たっては、加古川市危機管理基本指針に基づく、初動対応マニュアルの情報管理シートを活用するとともに、各課の役割に応じた情報収集項目を初動対応マニュアルに追加するなど、実効性を高めるよう努める。

(4) 通信方法、利用方法等の把握

各部は、平常時より、無線、有線各通信系統の通信方法、利用方法等の習熟に努める。

(5) 情報の共有

市対策本部事務局等は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、県と連携しながら、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するよう努める。

(2) 安全安心システムの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に使用するため、市内各消防署所に整備したモーターサイレンにより、24時間体制で警報の伝達等が行えるよう努める。

また、放送事業者との間で、警報等の内容の伝達体制を構築し、モーターサイレンと一体で運用できるシステムの整備に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、警報の伝達が円滑に行われるよう努めるものとする。

(5) 「防災ネットかこがわ」及び「加古川市防災ポータル」の充実

武力攻撃事態等において、避難情報などの緊急情報を迅速に市民に伝える「防災ネットかこがわ」及び「加古川市防災ポータル」の利用促進を図るため、広報かこがわなどにより平常時から利用促進のPRを行う。また、武力攻撃災害発生の際に、円滑に情報発信が行えるよう、システム運用の整備を行う。

(6) BAN-BANネットワークス（株）の協力

武力攻撃事態等において、住民に避難情報などの緊急情報を迅速に伝えることができるよう、地元ケーブルテレビ及びコミュニティFMを提供するBAN-BANネットワークス（株）と連絡体制を整えるとともに、各種調査研究を共同して行うこととする。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 収集する安否情報の種類

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、以下の安否情報を収集するものとされており、その報告方法等については、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）による。

【収集・報告すべき情報】（国民保護法施行令 23 I, II, 24 I）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 出生の年月日(3) 男女の別(4) 住所(5) 国籍（日本国籍を有しない者に限る）。(6) (1)～(5)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）。(7) 居所(8) 負傷又は疾病の状況(9) (7)及び(8)のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報2 死亡した住民
（上記(1)～(6)に加えて）<ol style="list-style-type: none">(10) 死亡の日時、場所及び状況(11) 死体の所在 |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、警察、消防、医療機関等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関の連絡先等について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第6節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

市は、単独又は近隣市町、県、国等関係機関と共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

また、市は、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 市は、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ④ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑤ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑥ 訓練実施後には、評価を行い、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し、必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

① 近隣住民の助け合い

武力攻撃災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の安否を確認するなど必要な協力を求める。

また、災害時における避難行動要支援者対策は、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、ボランティア組織、社会福祉施設等と連携し実施することができるよう、平素から啓発等を適切に行い、理解を得られるよう努める。

② 高齢者、障がい者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとする。

③ 情報伝達方法の整備

音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとする。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、FM放送等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努めるものとする。

④ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握するものとする。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用するものとする。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市においては、「住民の避難誘導」が最も重要な措置のひとつであり、武力攻撃事態発生時に円滑な避難が行えるよう、平素から、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、町内会、事業所等の協力を得て、できる限り町内会又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有するとともに、各地区単位での運送必要量を把握し、市内の住民避難に備える。

① 輸送力に関する情報

- ア 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

- ア 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- イ 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ウ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- エ ヘリポート(ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

5 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知するものとする。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、職員の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災傷病者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

生活関連等施設とは、発電所、浄水施設など国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又は危険物の取扱所などその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であり、管理者等による施設の安全確保のための措置や県公安委員会又は海上保安部長等による立入制限区域の指定等、必要な措置が講じられることとされている。

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	施設の種類	所管省庁名	
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省	
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ ／1日以上）	厚生労働省	
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省	
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省	
27 条 10 号	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 (主務大臣)
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能なものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。

【地域防災計画に定めている備蓄体制】

第1節 食料、生活必需品等の備蓄及び調達

1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達の方針

災害時の食料及び物資の調達については、市民の自主的な備蓄、加古川市、兵庫県等の各拠点における備蓄及び流通備蓄により総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常用物資等を確保することを目標とする。

(1) 市は、市民が各家庭や職場等で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう啓発する。

(2) 市は、市民の備蓄を補完するため、被災者2日分相当量を備蓄目標とし、食料、物資等の備蓄及び調達に努めるものとする。うち、被災者1日分については、現物備蓄を実施する。また、市は、危機管理情報システムにより、備蓄場所、在庫数及び使用期限等の管理を行うものとする。

(3) 兵庫県は、市町の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。

(4) 災害対策要員の食料

市は、災害対策要員に必要な食料を備蓄するものとする。

2 民間企業との協力体制の確立

大規模災害時においては、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給確保を図るため、関係企業、団体と調整し協力体制を整備するものとする。

3 食料

備蓄品目は、乾パン、アルファ化米、育児用調整粉乳とする。

調達品目は、米穀、パン、おにぎり、お茶等、弁当、育児用調整粉乳とする。

4 生活必需品

備蓄品目は、毛布、ブルーシート、カセットコンロ、紙おむつ、生理用品、懐中電灯等とする。

調達品目は、ほ乳瓶、下着、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、乾電池等とする。

5 衛生物資

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

資料：「4-7：緊急時における生活物資確保に関する協定」（生活協同組合コープこう

べ)
「4-17：防災活動への協力に関する協定」（マックスバリュ西日本㈱）

第2節 応急給水

1 応急給水対策の整備

大規模災害発生時に上水道の給水が停止した場合、災害発生から3日以内は、1人1日3L、10日目までには3～20L、20日目までには20～100Lを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

2 水源

水源地、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設の使用により、大規模災害時に、迅速に応急給水に対応するものとする。

また、近隣市町との協定に基づき、連絡管による応援給水を求める。

3 給水資機材の整備

常用水源からの飲料水を運搬するため必要な応急給水用資機材を整備するものとする。

4 給水拠点の整備

災害時に迅速に市民へ飲料水の提供が行えるよう、給水拠点の配置を検討するとともに、耐震性貯水槽の活用に努める。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設が被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするため、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めるなど、従来の防災のための備えを活用する。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不

動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 啓発

武力攻撃災害による被害の最小限化には、市民一人ひとりの適切な行動や自発的な協力が必要であり、そのためには、広く市民が国民保護措置の意義や仕組みについての理解を深め、正しい知識を身につけることが重要であることから、啓発のあり方について示す。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

災害時、特に事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間とされているが、その時点での行政の対応には一定の限界があり、市民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、市は、国及び県と連携しつつ、広報紙、広報番組、パンフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用して啓発を行う。

また、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、市民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成等これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市民がとるべき対処等の啓発

- ① 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、市民への周知を図る。
- ② 市は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合に市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を活用し、市民に対し平素から周知に努める。
- ③ 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- ④ 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して、各事業所等に対する啓発にも努める。

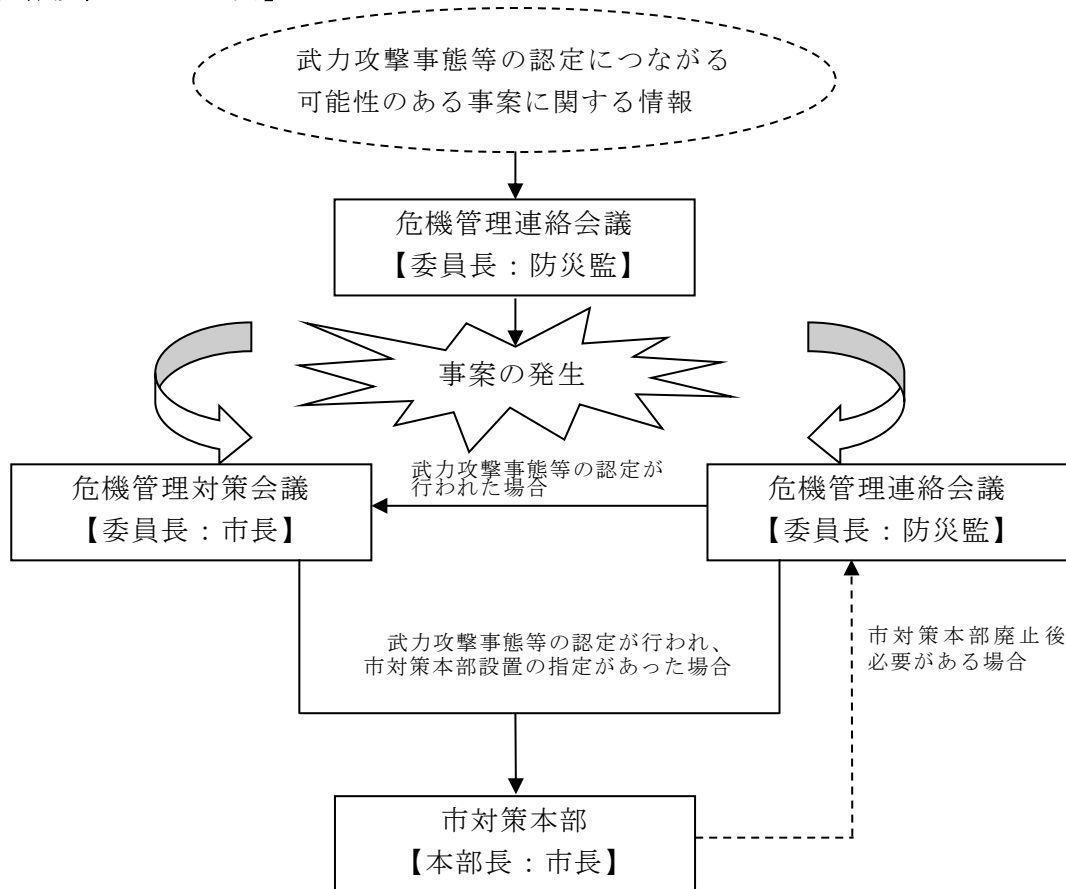
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 組織の設置

市は市域内や周辺地域において、多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、又は発生する予兆がある場合において、その被害・損失を最小限にとどめるため、政府による武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要がある。また、政府により事態認定が行われた場合に、市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合も同様である。

このような場合において、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その事態の状況や被害の態様に応じた対策を講じるための市の組織体制について定める。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策会議等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「加古川市危機管理基本指針」に基づく「危機管理対策会議（委員長：市長）」又は「危機管理連絡会議（委員長：防災監）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

(1) 危機管理対策会議

① 設置基準

市長は、次の場合に危機管理対策会議を設置する。

組 織	設 置 基 準
危機管理対策会議	不測の災害又は重大な事件、事象の予兆又は発生した場合で緊急対応する必要があるとき

② 構成

次に掲げる構成員は、加古川市危機管理対策会議設置要綱に基づき所掌事務を行う。

委員長	副委員長	委 員	
市 長	防災監	副市長 教育長 上下水道事業管理者	加古川市部長会議規程第2条第1項に規定する者及び必要と認められる者

③ 職務権限の代行

委員長に事故があるときは副市長がその職務を代理する。

④ 所掌事務

危機管理対策会議は、加古川市危機管理対策会議設置要綱第3条に定める事項を所掌する。

⑤ 閉鎖

委員長は、危機管理対策会議の役割が終了したと判断するときは、危機管理対策会議を閉鎖する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

防災監は、次の場合に危機管理連絡会議を設置する。

組 織	設 置 基 準
危機管理連絡会議	不測の災害又は重大な事件、事象の予兆又は発生した場合で、各部局において情報共有を要し、所属間での調整が必要であると認められるとき

② 構成

次に掲げる構成員は、加古川市危機管理連絡会議設置要綱に基づき所掌事務を行う。

委員長	副委員長	委 員
防災監	危機管理 担当部長	加古川市次長会議規程第2条に定める者及び必要と認められる者

③ 所掌事務

各委員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、委員長に報告する。

- ア 被害情報の収集及び分析
- イ 県及び関係機関からの情報収集並びに分析
- ウ 配備体制の検討
- エ その他委員長が必要と認める業務

④ 報告

委員長は、必要な事項を市長に報告する。

⑤ 閉鎖

委員長は、危機管理連絡会議の役割が終了したと判断するときは、危機管理連絡会議を閉鎖する。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策会議等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策会議等を閉鎖する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2章 市対策本部の設置等

市長が設置する市対策本部に関して、設置基準や組織、機能等について定める。

第1節 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

① 設置基準

市長は、次の場合に市対策本部を設置する。

組 織	設 置 基 準
市対策本部	内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたとき

② 指定の要請

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

③ 構成

次に掲げる構成員は、国民保護法に基づき所掌事務を行う。

本部長	副本部長	本 部 員	
市 長	防災監	副市長 教育長 上下水道事業管理者	加古川市部長会議規程第2条第1項に規定する者及び必要と認められる者

④ 職務権限の代行

本部長に事故があるときは、加古川市副市長がその職務を代理する。

⑤ 所掌事務

市対策本部は、国民保護法第27条第3項に定める事項を所掌する。

⑥ 交代要員等の確保

事務局職員等の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑦ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を定めておく。

【予備施設】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕 防災センター 〔第2順位〕 被害の少ない市民センター

2 市の各部・班の機能

市対策本部が設置された場合における市の各部課室の武力攻撃事態等における業務については、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、地域防災計画を踏まえて定めるものとする。

3 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

5 市対策本部長の権限（国民保護法 29）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（国民保護法 29V）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（国民保護法 29VI, VII）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（国民保護法 29VIII）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（国民保護法 29IX）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（国民保護法 29X）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

6 市対策本部の廃止（国民保護法 30）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 職員の動員・配備

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

実施担当		実施内容
市	市長	配備体制の決定
	総括班	配備指令の連絡（庁内放送等）

1 配備指令の発令及び伝達

- (1) 市長は、武力攻撃事態等に関する情報に基づき配備指令を発令する。
- (2) 総括班は、勤務時間内に発令するときは、庁内放送等により指令を周知するとともに、各部へ指令を所属職員に周知するよう逐次伝達する。
- (3) 勤務時間外に武力攻撃事態等が発生し、配備指令を伝達する場合は、予め定められた各班の連絡網に基づき内容を伝達する。
- (4) 各班長は、配備指令に基づいて職員を配備したときは、動員状況及び活動状況について、その都度、速やかに庶務班に報告するものとする。

2 配備の基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。

配備指令	発令基準	配備内容
1号配備指令	<ol style="list-style-type: none"> 1 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、国民保護措置の実施等に備える必要があるとき 2 武力攻撃予測事態の認定が行われたとき 	各部の所要人員をもって武力攻撃災害に関する情報の収集、伝達、警戒ができる体制
2号配備指令	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき 2 市外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき 3 武力攻撃予測事態の認定が行われ、市内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき 	各部の配備人員を増強し、武力攻撃事態等への対処措置ができる体制
3号配備指令	市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて武力攻撃事態等への対処措置ができる体制

3 配備指令が適用される範囲及び様式

- (1) すべての部に適用される場合「加古川市配備指令第 号」と発令される。
- (2) 指定部へ適用される場合「〇〇部配備指令第 号」と発令される。
- (3) その他の発令の形態としては「〇〇部配備指令第 号、その他の部に配備指令第 号」の発令があることもある。

4 武力攻撃事態等における職員の注意事項

- (1) 職員は、あらかじめ定められた武力攻撃事態等における配備体制及び自己の任務を充分認識し、自己の任務に関連した武力攻撃事態等が発生するおそれがあるとき、又は武力攻撃事態等の発生を察知したときは、配備指令がない場合であっても、すみやかに対処措置を行うものとする。
- (2) 職員は、配備指令のない場合であっても、テレビ・ラジオによる武力攻撃事態等に関する情報に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属部との連絡をとり、進んで所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備指令を受けた職員は、最も短時間で参集し配備につくものとする。
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 職員は、参集途中において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防署、県警察に通報するとともに、適切な処置を行う。
- (6) 職員は、参集途中において、武力攻撃事態等に関する状況をできるだけ把握し、市対策本部に報告する。

5 配備人員

市対策本部設置時における配備人員は、概ね地域防災計画に定める配備体制別人員表のとおりとする。

なお、各部長は武力攻撃事態の状況や活動状況に応じて、所属総人員の範囲内で配備人員を増減し対応を図るとともに、必要な場合は他の部に応援を求めることができる。

第3節 通信の確保

1 通信の確保

実施担当		実施内容
市	総括班	1 兵庫衛星通信ネットワークとのホットラインの点検・確保 2 フェニックス防災システムの点検・確保 3 I P無線機の点検・確保 4 加入電話の増設依頼 5 優先電話の確保 6 通信機器、非常電源装置等の故障時の修理依頼
	消防班	消防用無線の確保

(1) 武力攻撃事態等における通信連絡

武力攻撃事態等における通信連絡については、一般加入電話によるほか、既設の有線、無線通信施設により速やかに行う。

【使用通信設備】

① 武力攻撃事態等における警報及び情報伝達、被害状況の収集、連絡、その他応急対策に必要な情報の通信には、次の通信設備を使用する。

- ア 兵庫衛星通信ネットワーク
- イ フェニックス防災システム
- ウ I P無線機
- エ 加入電話、携帯電話

② 加入電話に対するN T T西日本の通信統制が行われた場合には、N T T西日本兵庫支店が指定した災害時優先電話を利用する。

(2) 通信手段の応急対策

市が保有する通信機器等で十分に機能しない場合は、武力攻撃災害発生後、総括班及び消防班は保有する通信機器の点検を行い、非常用電源等の確保を図る。また、通信機器等に事故が発生した場合は、民間保守業者等に連絡し、機器の修理を依頼し、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 緊急通信路の確保

市長は、国民保護法第156条に基づき、応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要がある場合、電気通信設備の優先的利用、有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる。なお、「緊急かつ特別の必要がある場合」とは、国民保護措置の実施に急を要する場合であって、他の利用できる通信が途絶したとか、通常利用している通信手段では到底間に合わない等、他の方法では目的を達成できない場合である。

(4) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市長は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

的確かつ迅速な国民保護措置を実施するために必要な国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関との連携について示す。

実施担当		実施内容
市	総括班	1 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等に関すること 2 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 3 他の市町及び県との協議及び応援等に関すること
	市民協働班	ボランティアの募集及び受け入れに関すること

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（国民保護法 16Ⅳ）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（国民保護法 16Ⅴ）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（国民保護法 21Ⅲ）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する

指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(4) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 知事による派遣の要請（国民保護法 15 I, 国民保護法施行令 3 I, II）

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請することとされている。

① 国民保護等派遣（自衛隊法 77 条の 4）

防衛大臣は、知事から国民保護法第 15 条第 1 項の規定による要請を受けたとき、又は国対策本部長から国民保護法第 15 条第 2 項の規定による求めがあったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため部隊等を派遣することができるものとされている。

② 要請による治安出動（自衛隊法 81）

知事は、治安維持上やむを得ない必要があると認める場合には、県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができるものとされている。

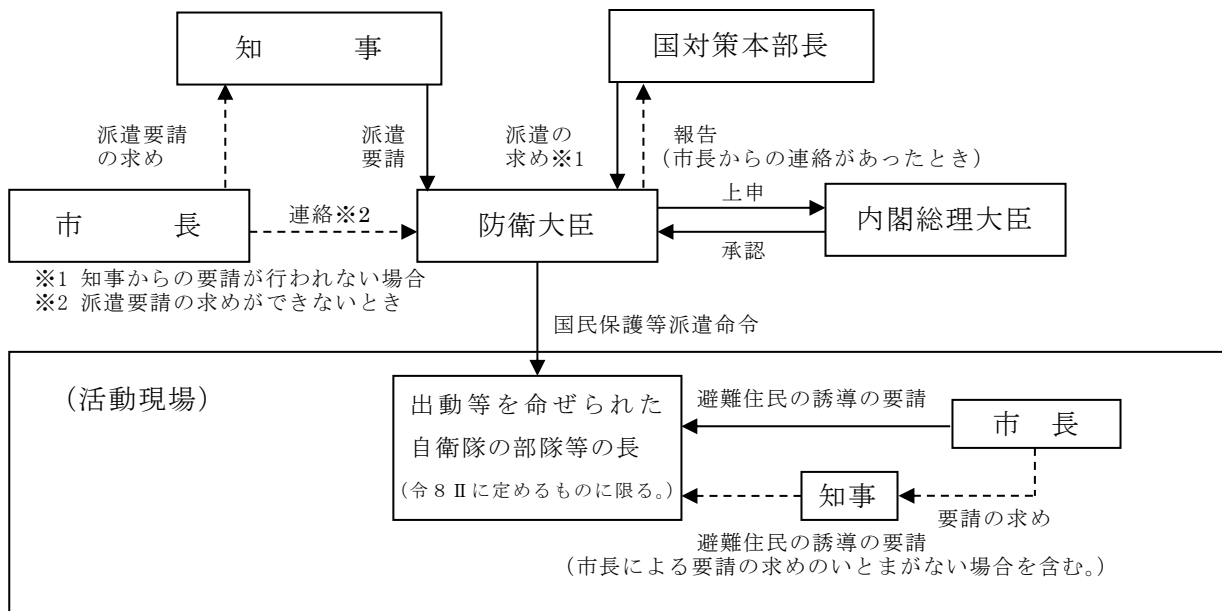
(2) 市長による派遣の要請の求め等（国民保護法 20 I, II）

① 市長は、市の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めることができる。

② 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

- ③ 自衛隊の派遣要請の求めは、県民局長及び県警察と十分連絡を取り、次の事項を明らかにして知事に対して行う。
- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
 - (Ⅰ) 要請責任者の職氏名
 - (Ⅱ) 国民保護等派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - (Ⅲ) 派遣地への最適経路
 - (Ⅳ) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
- ④ 前各号の派遣要請の求めは、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信により行い、事後において速やかに文書を提出する。

(3) 国民保護等派遣のしくみ



(4) 派遣要請部隊の一般的活動内容

- ① 避難住民の誘導
(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- ② 避難住民等の救援
(食料の供給及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ③ 武力攻撃災害への対処
(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧
(危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託 (国民保護法 17, 19)

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- ② 他の市町との間で相互応援協定等を締結した後は、応援活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託（国民保護法 19，国民保護法施行令 4）

- ① 市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、以下の事項を明らかにして、その事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託する。

【事務を委託する場合に定める事項】（国民保護法施行令 4）

- | |
|--------------------|
| 1 委託事務の範囲 |
| 2 委託事務の管理及び執行の方法 |
| 3 委託事務に要する経費の支弁の方法 |
| 4 その他委託事務に関し必要な事項 |

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

【事務を委託する場合の手続】（国民保護法施行令 4）

- | |
|----------|
| 1 協議 |
| 2 公示 |
| 3 知事への届出 |
| 4 議会への報告 |

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（国民保護法 151, 152）

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。
- (2) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- (3) 市は、(2)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(2)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等（国民保護法 17, 19, 21）

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに市は公示を行い県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 市民の協力等

(1) 市民への協力要請（国民保護法 4 I, II）

市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

【市民の協力の例】

- ① 避難住民の誘導（国民保護法 70）
 - ア 市職員と一体となった避難住民の先導
 - イ 移動中における食料等の配給
 - ウ 高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
 - エ 家庭や学校、事業所等における安否確認
- ② 避難住民等の救援（国民保護法 80）
 - ア 炊き出しの実施
 - イ 食料、飲料水等の配布
 - ウ 生活必需品等の救援物資の整理
 - エ 避難所名簿の作成等、避難所運営の補助
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（国民保護法 115）
 - ア 消火のための水の運搬
 - イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
 - ウ 被災者の救助のための資機材の提供
- ④ 保健衛生の確保（国民保護法 123）
 - ア 健康診断の実施
 - イ 感染症の動向調査の実施
 - ウ 水道水の検査の実施

エ 防疫活動の実施

(Ⅰ) 感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助

(Ⅱ) 臨時の予防接種のための会場設営等

(Ⅲ) 防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために市や県が作成したパンフレットの配布
オ 被災者の健康維持活動の実施

(Ⅰ) 衛生指導等の保健指導のために市や県が作成したパンフレットの配布

(Ⅱ) 健康食品等の保健資材の配布

(2) 自主防災組織に対する支援（国民保護法 4Ⅲ）

市は、自主防災組織による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、県と連携して、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、安全の確保に十分に配慮する。

(3) ボランティア活動への支援等（国民保護法 4Ⅲ）

① ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断するものとする。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意するものとする。

② ボランティアの受入れ

武力攻撃事態等において、救援活動が広範囲で長期に及ぶ場合など、円滑な応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣・受入れについて定める。

ア ボランティア需要の把握

(Ⅰ) 各班はボランティア需要の内容を把握し、市民協働班へ報告すること。

(Ⅱ) 市民協働班は、各班から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

イ ボランティアの募集

市民協働班は、ボランティア需要をもとに、マスコミや広報紙等を通じて、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアの登録・活動

(Ⅰ) 受入窓口の開設

市民協働班は、活動申し込みのあったボランティアについて、活動項目や人数などを登録する。

(Ⅱ) ボランティアの活動調整

市民協働班は、ボランティア需要と登録されたボランティアの活動項目を調整し、ボランティアの派遣先などの調整を行う。

エ ボランティア活動の支援

市民協働班は、ボランティア活動について次の支援を行う。

(Ⅰ) 武力攻撃事態等の状況、応急対策の状況を情報提供し、ボランティア活動の円滑な運営を図る。

(Ⅱ) ボランティア活動が効果的に行えるよう、必要な資機材及び活動拠点を提供する。

(Ⅲ) ボランティア活動に従事するものに対して、市の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。

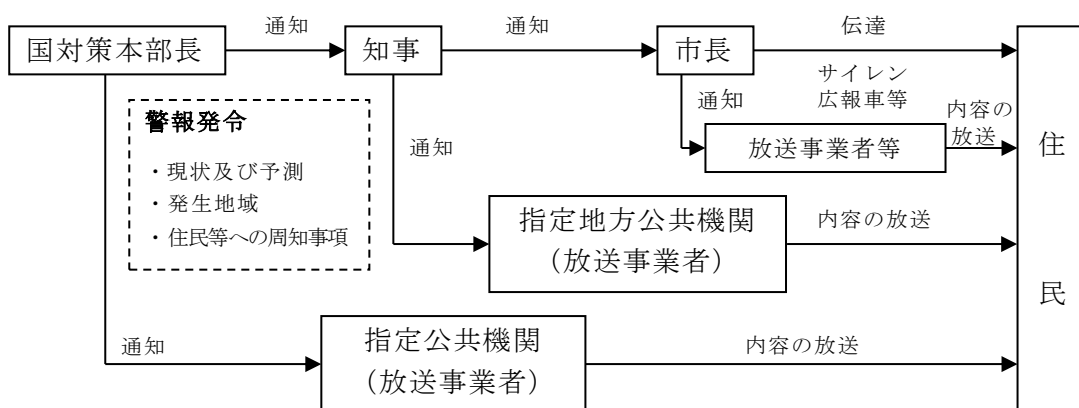
第4章 警報及び避難の指示等

武力攻撃事態等において警報が発令されたときの警報の通知及び伝達等について示す

実施担当		実施内容
市	総括班	避難実施要領の策定に関すること 避難措置の応援体制の整備に関すること
	支援班 消防班	警報の伝達に関すること 避難住民の誘導に関すること

※ 大規模な避難措置等を行う必要がある場合は、各部の所掌事務の見直しを図るものとする。

第1節 警報の伝達等



1 警報の伝達

(1) 市長による警報の伝達（国民保護法 47 I）

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知するとともに、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。

(2) 警報の内容の伝達方法（国民保護法 47 II）

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携しているサイレンその他の現存保有する伝達手段に基づき、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとする。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、市内各消防署所に設置したサイレンを吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(3) 伝達体制の整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(4) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、援護班は、避難行動要支援者に対して、確実に情報が伝達できるような手段を用いて警報の伝達活動を実施する。

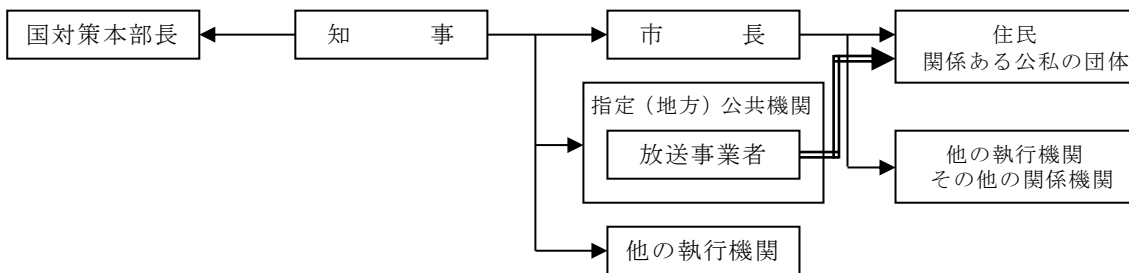
また、武力攻撃事態等が発生した直後は、公的な活動に制約があるため、地域住民に対し、警報を伝え聞いた場合に、近隣の高齢者、障がい者等に声かけを行うなど必要な協力を要請する。

(5) 警報の解除（国民保護法 51）

警報の解除の伝達については、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする）。

2 緊急通報の伝達及び通知（国民保護法 100）

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。



【警報と緊急通報の相違点】

- (1) 警報は国対策本部長が発令するものであり、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民を保護するため発令されるのに対し、緊急通報は実際に発生し、又はまさに発生しようとしている武力攻撃災害による危険を防止するため都道府県知事が緊急に発令するものであること。
- (2) 警報は「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」として比較的広範囲の地域を対象とし、さらに、地域を特定せずに発令される場合もあるのに対し、緊急通報は武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている限定された地域を対象としていること。

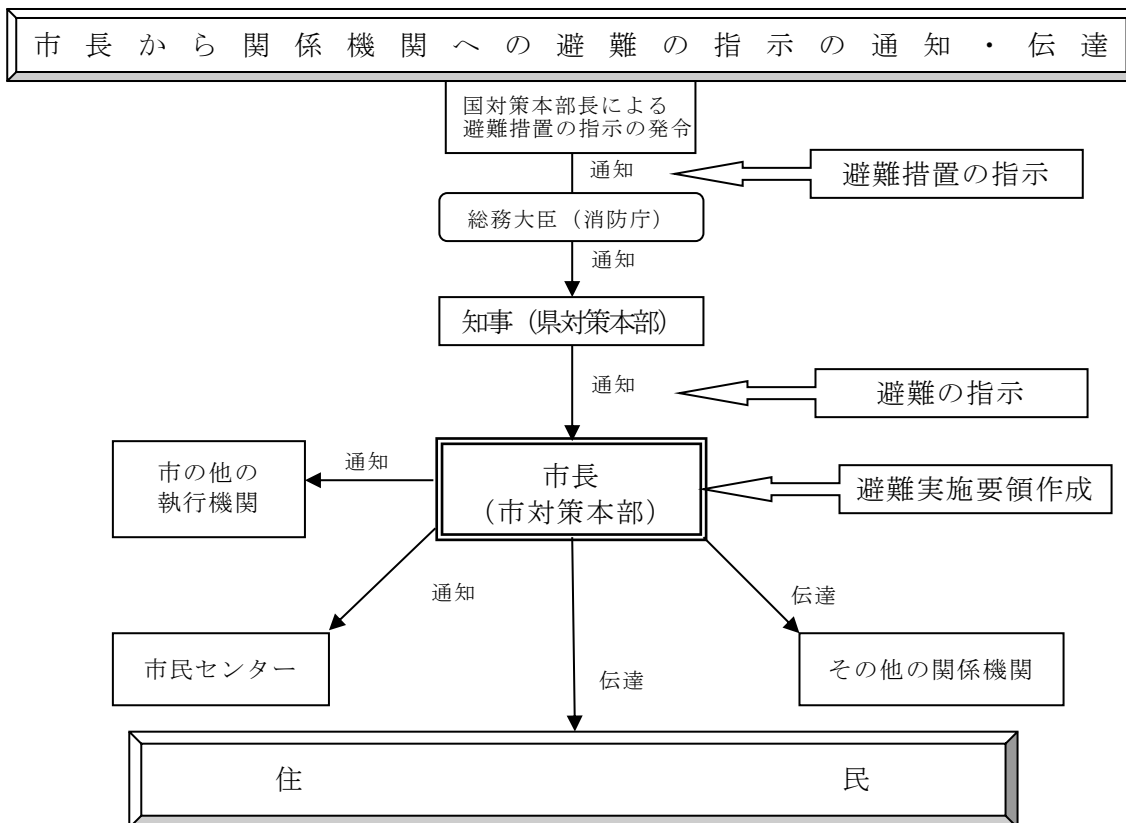
第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定（国民保護法 61 I, II）

- ① 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】（国民保護法 61 II）

- | |
|---|
| 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 |
| 2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項 |
| 3 避難の実施に関し必要な事項 |

② 市長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定
地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等
の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長
による利用指針を踏まえた対応）

※【国対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の伝達・通知（国民保護法 61Ⅲ, IV）

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を住民に伝達するとともに、市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等、自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに、管轄する県地方対策本部長（県民局長）にも併せて通知する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（国民保護法 62）

市長は、その避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。

(2) 誘導時における職員の安全の確保と食料の供給等の実施

市長は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、必要に応じ、食料の供給、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救急・救助活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行

う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救急・救助活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携（国民保護法 63, 64）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下警察官等という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 大規模集客施設等の施設管理者との連携

市長は、大規模集客施設等から一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとる。

(7) 誘導時における情報の提供

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(8) 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮（国民保護法 65）

① 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院又は滞在している施設の管理者は、避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

② 市は、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとする。

(9) 残留者等への対応（国民保護法 66 I）

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で関係機関及び県と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等（国民保護法 67IV）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(14) 避難住民の運送の求め等（国民保護法 71, 72）

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。
- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長にその旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

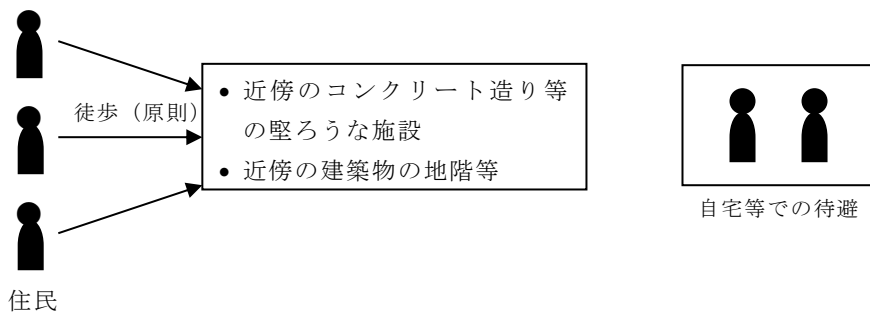
避難住民の誘導は、避難元地域の市長に第1次的責任があることから、復帰についても当該市長が責任をもって実施することとなっている。そのため、市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の種類

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態をとって実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の種類を示す。

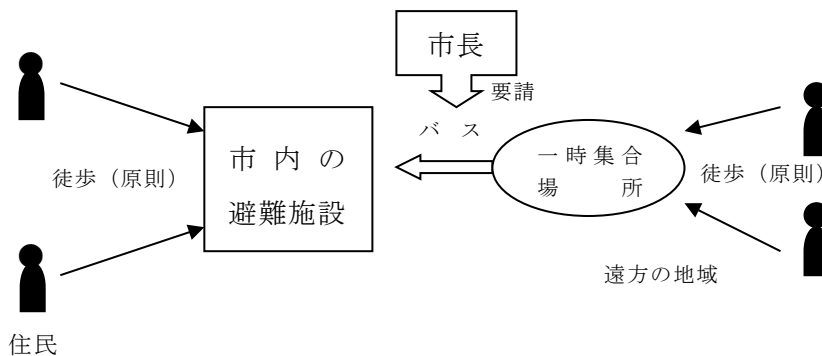
(1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間で避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の種類により、他の安全な地域へ避難する。



(2) 市内の避難

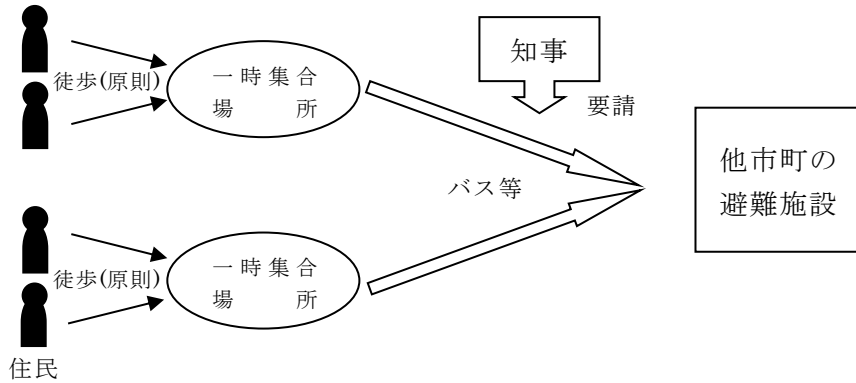
市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



(3) 県内各市町への避難

県内の各市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

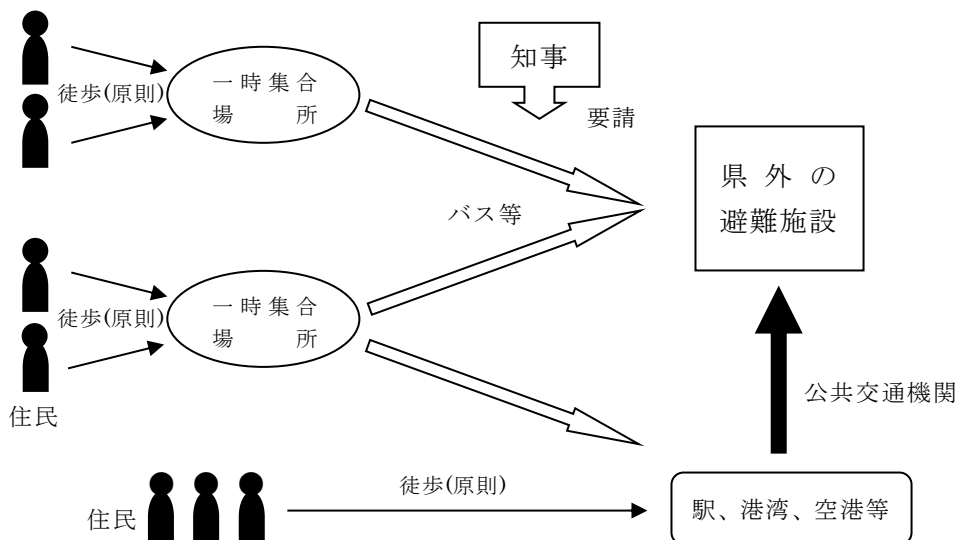
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



5 避難に当たって留意すべき事項

事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

(1) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長は、避難措置の指示に先だて、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うものとされている。

知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に連絡し、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とされている。

- ② 市は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じる。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。

- ③ 避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

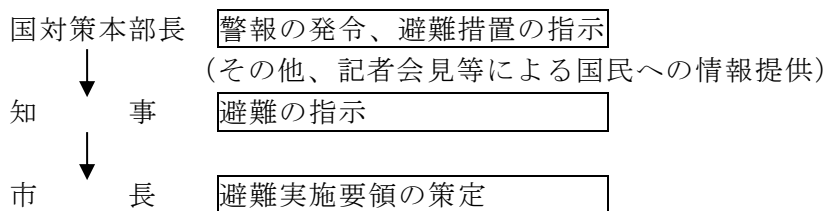
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

このため、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に住民を避難させる。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

知事が、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避の指示が行われるとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等の指示が行われる。）がとられる。

なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。

(6) NBC攻撃の場合

市長は、消防機関及び市職員等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核攻撃等	1 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 (1) 攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 (2) 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 (3) 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 2 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 (1) 放射線の影響を受けない安全な地域に避難 (2) 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 3 ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難

攻撃の種類	留意点
生物剤による攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 2 ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 2 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第5章 救援

市長が行う救援の実施方法等について示す。

第1節 救援の実施

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任（国民保護法 76）

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食料の供給、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食料の供給
- ③ 飲料水の供給
- ④ 被服・寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ⑤ 医療の提供及び助産
- ⑥ 被災者の捜索及び救出
- ⑦ 埋葬及び火葬
- ⑧ 電話その他の通信設備の提供
- ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 死体の捜索及び処理
- ⑫ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容及びに基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等（国民保護法 18）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求める他、平素から準備した基礎的な資料を参考に、市対策本部内に情報を集約し、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(4) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(5) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第2節 救援の実施方法

市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

1 収容施設の供与

(1) 避難所の開設

	実施担当	実 施 業 務
市	市長	避難所開設の決定
	広報・情報班	避難所開設の広報
	避難所運営班	避難所の開設、管理運営に関すること
	避難支援班	避難所の開設、管理運営に関して、避難所運営班に協力すること

① 開設基準

武力攻撃災害が発生した場合において、住民の安全を確保するため、避難所の開設が必要となったときは、避難所の全て又は一部を開設することとし、避難所運営班に避難所の開設を指示する。

② 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- イ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- ウ 避難の指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

③ 避難所の開設方法

避難の指示が発せられた場合には、速やかに管理要員として避難所運営班担当職員を当該避難所へ派遣し、避難所担当職員が開設する。学校施設においては施設管理者と協力のうえ開設することとする。ただし、開設に急を要する場合は、避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

(2) 避難所の管理運営

各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。

① 避難所の管理

避難所の管理は、避難所担当職員が当たり、施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

② 避難所の運営

避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした市民組織が自主的に運営してもらえるよう協力を求める。ただし、発災後の初期段階では、避難所担当職員及び施設管理者が運営に協力する。

③ 学校教職員の協力

極めて重大な武力攻撃災害において、避難所となった施設の学校教職員は、避難所の運営に協力し、支援事業を行う。

(3) 避難所の管理運営における留意点

避難所運営における留意点は、次のとおりとする。なお、避難所運営に関するマニュアルを事前に作成し、武力攻撃災害発生時の管理運営に活用する。

第1段階 (1日～3日)	施設管理者及び教職員等との施設使用等の調整と協力依頼 避難所運営班との連絡体制の確立 傷病者等の把握と応急措置 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告 収容被災者及び在宅被災者への給食、給水、物資配給等の実施 仮設トイレの設置等必要な措置 安否確認等への対応 災害関連情報の伝達 避難行動要支援者等への配慮 福祉避難所の開設
第2段階 (4日～14日)	避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 安否確認等への対応 災害関連情報の伝達
第3段階 (15日～)	避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 施設内でのプライバシーの保護策について検討 避難者の健康管理及び栄養指導 仮設風呂、洗濯機の設置等衛生対策・生活環境の改善 安否確認等への対応

(4) 応急住宅対策

実施担当		実施内容
市	土木施設班	応急仮設住宅の建設
	支援班	1 市営住宅の被害状況調査及び応急修理の実施 2 応急仮設住宅の管理運営 3 仮設住宅・公営住宅の入居者募集 4 民間の提供施設のあっせん 5 国民保護法による民間住宅応急修理の実施
	広報・情報班	公営住宅、応急仮設住宅の入居者募集の広報実施
	調査班	住宅の被害調査の実施

① 公営住宅及び応急仮設住宅の供与

ア 住宅の被害調査

(I) 市営住宅の被害調査

支援班は、市営住宅の被害程度、状況を調査し報告する。

(II) 市営住宅の修理

市営住宅の被害調査結果により、応急修理により使用が可能と考えられる市営住

宅の戸数を把握し、速やかに市営住宅の応急修理を実施する。

(Ⅲ) 仮設住宅供与の対象となる者

入居者の認定は市において行う。

基準としては次のとおりである。

- a 住居が全焼、全壊又は流出した者
- b 居住する住居がない者
- c 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
 - ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
 - ・前各号に準ずる者

※ 災害地における住民登録の有無を問わない。

② 応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

(Ⅰ) 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差が生じないように広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置することとなる。市が設置する場合には、県により算定された市町別の必要な戸数を、県が定める規格等で設置するものとする。

(Ⅱ) 市は、次の事項を可能な限り示して、県に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。

- a 被害戸数
- b 設置を必要とする戸数
- c 調達を必要とする建設業者数
- d 連絡責任者
- e その他参考となる事項

(Ⅲ) 市は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

イ 応急仮設住宅の構造

(Ⅰ) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全性及び利便性に配慮した構造とするものとする。

(Ⅱ) 高齢者、障がい者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。

(Ⅲ) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

ウ 応急仮設住宅の管理

市において、通常管理を行うものとする。

エ 生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

オ 設置場所

被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等を考慮のうえ設置するものとする。

③ 住宅の応急修理

国民保護法第76条の適用により、知事の委任を受けて市長が実施する「住宅の応急修理」については次のとおり。

ア 対象者

武力攻撃災害により住居が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力では住宅の応急修理を行うことができない者(例示については、応急仮設住宅に同じ。)とする。

イ 範囲

居室・炊事場・便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 費用

住宅の応急修理のために支出できる費用は、「救援の程度及び基準」に定める限度内とする。

エ 方法

市内建築業者に修理のための資機材等の調達及び修理を依頼する。

2 炊き出しその他による食料の供給

武力攻撃災害時の避難住民等に対する食料の供給は、本計画の定めるところによる。

実施担当		実施内容
市	総括班	1 非常用食料の備蓄及び管理 2 救援食料の要請に関すること
	避難支援班	1 非常用備蓄食料の収容避難所への搬送 2 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関すること
	避難所運営班	1 収容避難所における食料の配布 2 必要食料の把握及び報告

(1) 食料供給の基本的方針

被災者に対して供給する食料は次のとおりとする。

- ① 災害用備蓄食料
- ② 流通備蓄食料
- ③ 県、他市からの救援食料

(2) 供給対象者

- ① 収容避難所に収容された者
- ② 武力攻撃災害により被害を受け炊事のできない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助作業に従事するもので、給食を行う必要のある者

(3) 食料の供給品目

武力攻撃災害時における救助用として、地域防災計画に基づいて備蓄する食料を調達する。

- ① 武力攻撃災害発生直後は備蓄非常食や乾パンを供給し、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給することとする。
- ② 武力攻撃災害直後に市が当面の食料を確保するため、市内小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。
- ③ 収容避難所内の組織体制が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。

食料の確保

確保の方法	食料の内容
備蓄	乾パン、アルファ化米、育児用調整粉乳
調達	米穀、パン、おにぎり、お茶等、弁当、育児用調整粉乳

(4) 食料の調達

① 米穀

米穀の調達にあつては、卸売業者並びに市内の小売業者から調達するものとし、武力攻撃災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、兵庫県を通じて政府所有米穀の引渡要請を農林水産省政策統括官付貿易業務課に行うものとする。なお、この場合、兵庫県と連絡がつかないときは、農林水産省政策統括官付貿易業務課に直接要請し、要請後、速やかに兵庫県へその旨、報告するものとする。

② 乾パン

備蓄の乾パンで必要量をまかなうことができない場合、米穀の方法に準ずる。

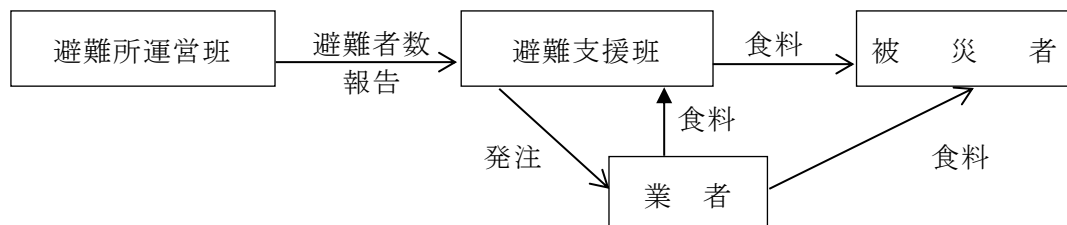
- ③ パンの調達方法
必要に応じ市内のパン製造業者等に製造を依頼し、調達するものとする。
- ④ 育児用調整粉乳の調達方法
乳幼児のミルクは、市内の販売業者に依頼し、調達するものとする。
- ⑤ 備蓄食料等の利用
被災者等への食料の即時供給に備え、各市民センターに備蓄している食料等を必要に応じて利用する。
- ⑥ 流通備蓄の利用
上記の関係業者のほか、災害時における食料等物資の供給協力に関する協定書による業者からも調達を行う。

(5) 供給方法

- ① 収容避難所に収容された者に対するもの
避難所運営班は調達した食料を収容避難所ごとに責任者を通じて供給する。
- ② 被災者に対するもの
避難支援班は、調達した食料を直接に供給するか、あるいは小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
- ③ その他武力攻撃災害対策要員等に対するもの
①に準じて行うものとする。

○ 供給経路

食料の調達から供給までの経路は、次のとおりである。



(6) 炊き出しの実施

大規模な武力攻撃災害においては、対象人数が多いため、必要な設備や器具の準備にも時間を要するため、市による早期の実施は不可能である。炊き出しは、主たる供給食料を補う副食であり、また被災者の自立の応援を目的として実施する。

- ① 市の全域に被害が及ぶ場合、武力攻撃災害の状況が落ち着き、炊き出しを行える体制が整い、かつ炊き出しを希望する収容避難所から実施する。
- ② 炊き出し施設は、武力攻撃災害の状況に応じ、収容避難所に最も便利な場所に設置する。事前に希望する収容避難所を調査し、厨房設備の設置可否や調理の体制等について確認したうえで決定する。
- ③ 炊き出し要員は、原則として収容避難所単位で行い、状況により赤十字奉仕団その他各種団体に応援を依頼することがある。
- ④ 炊き出しの必要機材及び材料は、業者に委託し、人数分の材料をセットして実施する収容避難所に届ける。

3 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

実施担当		実施内容
市	総括班	被害状況及び収容避難所関連情報などを上下水道班へ報告
	上下水道班	1 水道施設の被害状況の把握に関すること 2 応急給水の実施に関すること
	広報・情報班	応急給水に関する広報の実施

(1) 武力攻撃災害発生直後の応急給水の実施

① 武力攻撃災害発生直後の情報の収集

武力攻撃災害発生直後は、以下の情報を収集集約して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。

- ア 武力攻撃災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。(水源の確保)
- イ 市内断水エリアの把握
- ウ 応急給水資機材の被害状況
- エ 収容避難所の開設状況及び避難者数及び必要給水量の把握
- オ 道路等の被災状況の把握
- カ 加古川大堰の被害状況
- キ 加古川市教育委員会への照会 (学校園の受水槽の被害状況)
- ク 耐震性貯水槽の状況確認
- ケ 隣接都市 (高砂市、稲美町、播磨町、明石市) との相互連絡管の状況確認

② 給水用資機材の準備

上下水道班は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水資機材の準備を行う。

③ 応急給水の実施

ア 応急給水計画の策定及び応急給水の実施

上下水道班は、以下の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。

イ 給水所の設定

応急給水は、市が定めた収容避難所等を単位とした給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式とする。併せて耐震性貯水槽の利用も実施し、臨時給水所として利用する。水道施設の復旧とともに、消火栓等による臨時の給水所を設置する。

ウ 給水所の周知

給水所を設置したときは、「給水所」と記載した掲示物により避難住民等に周知する。

エ 医療機関への給水

後方医療機関となる医療施設、福祉施設等から要請があった場合は、給水車等により給水を行う。

オ 給水応援

市は「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。また、市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。

- (Ⅰ) 給水を必要とする人員
- (Ⅱ) 給水を必要とする期間及び給水量
- (Ⅲ) 給水する場所
- (Ⅳ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (Ⅴ) 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- (Ⅵ) その他必要な事項

(2) 応急復旧

応急復旧は、まず、取水、浄水施設の機能の確保を図り、次いで浄水場から主要給水所に至る送配水幹線の復旧並びに、収容避難所等の給水拠点に至る管路の復旧を最優先とし、配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

応急給水の目標水量

給水体制	期 間	1日当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳
第1次給水 (混乱期)	災害発生から 3日間	3	生命維持のための最小限必要量
第2次給水 (復旧期)	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量
第3次給水 (復興期)	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

4 被服・寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

実施担当		実 施 内 容
市	総括班	救援物資の要請等
	避難支援班	備蓄物資の収容避難所までの搬送
	避難所運営班	1 収容避難所における物資の配布 2 必要物資の把握及び報告

(1) 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の品目は、概ね次のとおりである。

- ① 寝具：毛布、布団等
- ② 外衣：普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- ③ 肌着：シャツ、パンツ等
- ④ 身の回り品：タオル、手拭い等
- ⑤ 炊事道具：カセットコンロ、鍋、釜、包丁、バケツ等
- ⑥ 食器：茶わん、皿、はし等
- ⑦ 日用品：石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、おむつ、生理用品等
- ⑧ その他：マッチ、ローソク、プロパンガス、ブルーシート等

(2) 物資の調達及び輸送対策

- ① 救援物資は、次により調達するものとする。
 - ア 県救援物資等よりの調達
 - イ デパート、スーパー、大手小売よりの調達
 - ウ 「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づく調達
- ② 班の編成
避難所運営班から送付された供給計画表により避難支援班長は迅速に物資供給に当たるものとする。班長は配給所毎に担当グループを編成し、供給場所毎に責任者（1名）を定め編成表を作成する。
- ③ 県に対する供給あっせんの要請
市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請するものとする。
 - ア 供給あっせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡先及び連絡担当者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項

(3) 生活必需品の供給方法

生活必需品の供給方法については、「2 炊き出しその他による食料の供給」に準じる。

5 医療の提供及び助産

(1) 救急隊・救助隊

消防班は、救急隊・救助隊を各現場へ派遣し、現場の状況把握、応援要請有無の判断、傷病者数の把握、救助活動、トリアージ等を行う。

(2) 援護班

援護班は、医師会等と連携し、医療救護活動の全体調整、救急医療品の調達・確保及び人員確保を行うとともに次の災害対策を行うこととする。

- ① 救護所開設予定施設及び各病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- ② 傷病者を、自主防災組織等と協力し必要に応じ最寄りの救護施設に搬送する。
- ③ 傷病者の収容に当たっては、救護施設が効果的に機能するよう収容状況等の把握に努め、必要な調整を行う。
- ④ 救護所の収容状況等の把握のため、救護所施設に職員を配置する。

- ⑤ 血液の確保について必要があるときは、献血の協力を呼びかける。
- ⑥ 救護所において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県・医師会等に派遣を要請する。
- ア 派遣を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員）
 - イ 必要な救護チーム数
 - ウ 医療救護活動を必要とする期間
 - エ 救護チームの派遣場所
 - オ その他必要事項

武力攻撃災害時における応援要請先

要 請 先	電 話 番 号
兵庫県健康福祉部健康局医務課	078(341)7711
(一社)兵庫県医師会	078(231)4114
(一社)加古川医師会	079(421)4301

交通、通信機関等が途絶している場合は、消防無線の活用や市対策本部を通じて警察無線等による連絡を依頼するものとする。

(3) 救護所の活動

① 救護所

ア 救護所は、武力攻撃災害に応じ設置するが、概ね次のとおりとする。

救護所を設置する施設等の名称	所 在 地	電 話 番 号	収容可能人数(人)
加古川小学校	加古川町木村222-3	424-3456	837
氷丘小学校	加古川町中津886-1	424-3457	1,104
神野小学校	神野町石守1043	438-5454	871
野口小学校	野口町野口493	424-1890	1,071
平岡北小学校	平岡町新在家1327-1	425-0260	801
平岡小学校	平岡町高畑164-1	424-3460	880
尾上小学校	尾上町長田519	421-4561	864
別府中学校	別府町新野辺北町8丁目9	437-4545	669
八幡小学校	八幡町宗佐345	438-0069	494
平荘小学校	平荘町山角467	428-0014	519
上荘小学校	上荘町都染400	428-2044	517
東神吉小学校	東神吉町神吉156	432-3462	546
西神吉小学校	西神吉町西村121	432-3463	731
川西小学校	米田町平津108	431-3464	500
志方東小学校	志方町細工所146	452-0306	352
志方西小学校	志方町原587	452-0109	494

イ 活動

救護所の活動業務は次のとおりである。

- (Ⅰ) 重症患者、中等症患者の振り分け
- (Ⅱ) 中等傷病患者に対する処置
- (Ⅲ) 重症患者の応急処置
- (Ⅳ) 医療救護活動の記録

(4) 医療活動に必要な携行資材の補給方法

援護班は、各編成施設の資材を携行するものとする。

(5) 輸送に必要な車両保有数、所管は次のとおり

所 属	車 名	用 途	乗車定員	台 数
消防本部	救急車	傷病者輸送	7人	12台

(6) 医薬品の調達

- ① 援護班は、医薬品卸売業者・薬局等との連携を図り、救護所で使用する医薬品等を確保することとする。
- ② 援護班は、医薬品等が市内で供給が困難な場合は、県へ供給のあつせんを要請する。

6 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

実施担当		実 施 内 容
市	避難支援班	行方不明者の捜索、救出活動
兵庫県		1 県職員の派遣 2 他の市町長に対する応援の指示 3 自衛隊に対する派遣要請 4 関係機関への協力要請 5 捜索、救出活動に関する総合調整
県警察		1 負傷者、行方不明者の捜索、救出活動 2 必要な交通規制の実施

(1) 負傷者等の捜索及び救出活動

市及び消防機関は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行うものとする。

- ① 行方不明者の捜索については、避難支援班が県警察、海上保安部等関係機関と連絡をとりながら実施する。
- ② 避難支援班は、行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリスト化する。

(2) 応援要請

市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

(3) 応援の実施

市及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 埋葬及び火葬

実施担当		実施内容
市	避難支援班	遺体の埋火葬に関する事

(1) 遺体の埋火葬方法

避難支援班は、遺体及び火葬許可書を火葬場に搬送し、埋火葬台帳に記入のうえ、火葬に付す。

(2) 応援要請

大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生し、市の処理能力を超える場合、避難支援班は、総括班を通じ、県、他市町への応援要請を行う。

8 電話その他の通信設備の提供

実施担当		実施内容
市	総括班	臨時・特設公衆電話の設置の要請に関する事
	避難支援班	避難所における公衆電話設置箇所の確保

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して学用品を給与する。

実施担当		実施内容
市	避難所運営班	1 給与対象となる児童生徒の調査・把握 2 学用品の調達・配布

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ① 市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。
- ② 給与の対象となる児童生徒の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

10 死体の捜索及び処理

遺体の収容及び処置の実施等について示す。

実施担当		実施内容
市	避難支援班	1 遺体安置所の開設 2 遺体の安置、身元不明者、引渡しに関すること 3 遺体の搬送 4 棺、ドライアイス等の確保 5 遺体の埋火葬に関すること
	援護班	身元不明遺体に関すること
県警察 海上保安部等		遺体の検視、身元確認
医師会		1 遺体の検案・身元の確認 2 遺体の洗浄、消毒、縫合

(1) 遺体の検視・検案・搬送

① 検視・検案

- ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡し、警察官の検視、医師の検案を受ける。
- イ 県警察は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡し、身元が判明しない遺体については、市に引き渡すものとされている。
- ウ 市は県警察から遺体の引渡しを受けたときは、避難支援班が所要の処理に当たるものとする。

② 遺体の搬送

- ア 避難支援班は、県警察から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、安置所に搬送し、安置する。

(2) 遺体の収容・安置

① 遺体安置所の開設

- ア 避難支援班は、遺体安置所を予め候補施設としてあげられた公共施設に開設する。
- イ 遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等の資機材を速やかに調達する。

② 遺体収容の方法

- ア 避難支援班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載するとともに、遺体安置所に安置する。
- イ 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- ウ 一定期間後、なお引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、避難支援班は、援護班へ連絡するとともに火葬許可書の交付を受ける。

1.1 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

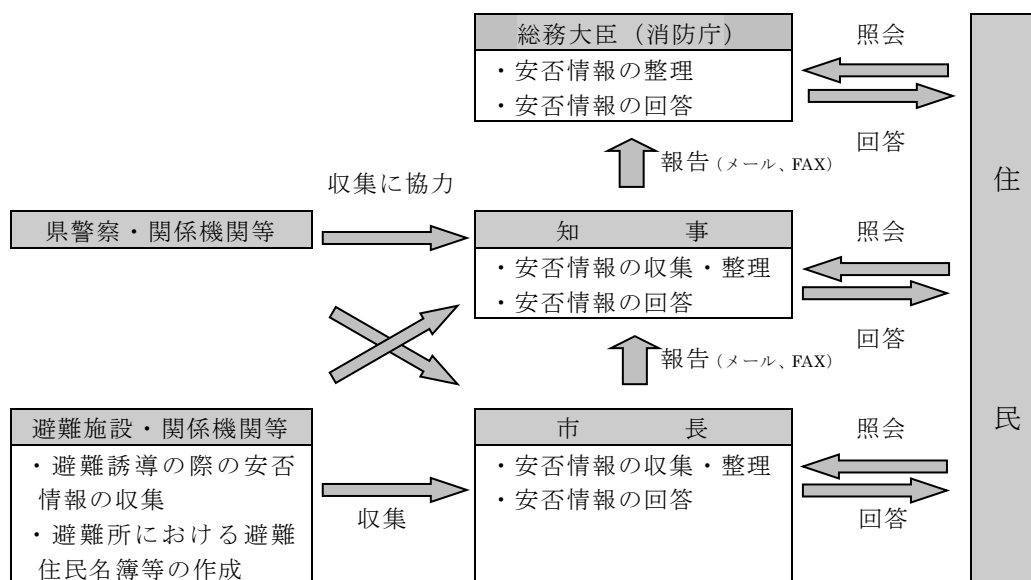
実施担当		実施内容
市	土木施設班	住居又はその周辺に運び込まれた障害物の除去に関すること

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。
- (2) 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
 - ⑥ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について示す。



1 安否情報の収集

実施担当		実施内容
市	総括班	安否情報保有機関に対する情報提供の要請
	広報・情報班	安否情報の集約・整理に関すること
	調査班 地域活動班 避難支援班 支援班 消防班	安否情報の収集に関すること

(1) 安否情報の収集（国民保護法 94）

調査班及び地域活動班は、地域の被災状況等を現地で調査する際、安否情報の収集を行うものとする。

避難支援班は、避難所において、安否情報の収集を行う際には、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行い、速やかに避難者名簿を作成する。

支援班及び消防班は、避難住民を誘導し避難先地域へ向うまでの間に、乗客名簿を作成することにより、安否情報の収集を行うものとする。

これら安否情報の収集に当たっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

また、大規模避難等で、他の班がこれらの役割に当たる場合には、同様に安否情報の収集を行うものとする。

【安否情報の収集項目】（国民保護法施行令 23, 24）

1	死亡者	氏名、出生の年月日、 男女の別、住所、国籍 （日本国籍を有しない者に限る）、その他 個人を識別するための 情報	死亡の日時、場所及び状況、死体の所在
2	負傷者		居所、負傷又は疾病の状況
3	安心情報		居所

(2) 安否情報収集の協力要請

総括班は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

広報・情報班は、各班が収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告（国民保護法 94 I）

総括班は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールにより、県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

実施担当		実施内容
市	広報・情報班	安否情報の照会受付・回答に関すること

(1) 安否情報の照会の受付（国民保護法 95 I）

- ① 広報・情報班は、市対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口を設け、その電話及び F A X 番号、メールアドレス等を住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第 3 条に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することによ

り受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 照会の受付に当たっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答（国民保護法 95 I）

- ① 広報・情報班は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者に関する次の安否情報を回答する。

ア 避難住民に該当するか否かの別

イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別

- ② 広報・情報班は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。

- ③ 広報・情報班は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮（国民保護法 95 II）

- ① 市長は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 広報・情報班は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（国民保護法 96）

市長は、日本赤十字社兵庫県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応が求められる。また、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関とも連携して活動を行う必要がある。ここでは武力攻撃災害への対処に関する基本的事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（国民保護法 97Ⅱ）

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

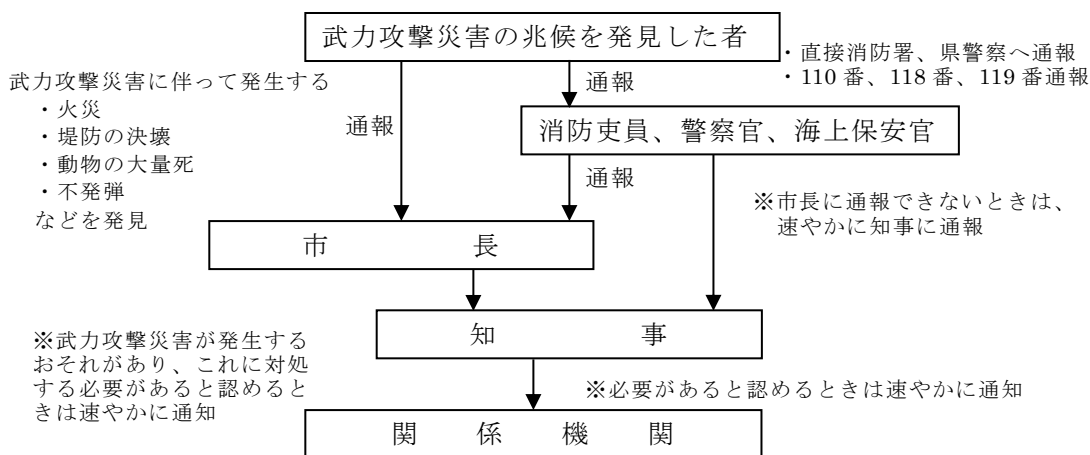
(2) 知事に対する国対策本部長への措置要請の求め（国民保護法 97Ⅵ）

市長は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときは、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を国対策本部長に対し要請するよう知事に求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（国民保護法 22）

市長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報



(1) 市長への通報（国民保護法 98Ⅰ,Ⅱ）

消防吏員、警察官若しくは海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知（国民保護法 98Ⅲ）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

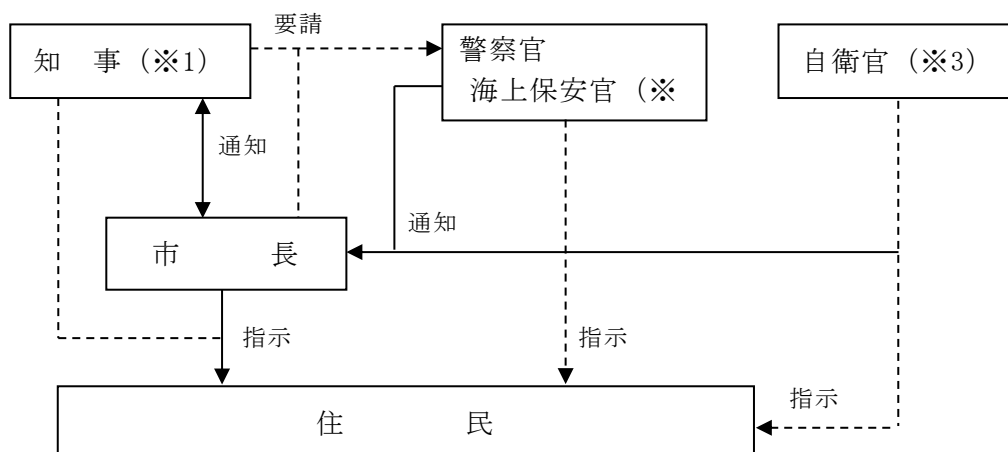
市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

実施担当		実施内容
市	支援班	退避の指示、警戒区域の設定
	広報・情報班	退避の指示、警戒区域の設定の広報実施
	消防班	1 退避の指示、警戒区域の設定 2 他消防機関への応援要請
県警察 海上保安部等 自衛隊		退避の指示、警戒区域の設定

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（国民保護法 111）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 退避の指示



※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら指示

※2 市長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示

※3 市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

(1) 退避の指示（国民保護法 112 I）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には住民に危険が及ぶことを防止するため知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 1 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 2 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

【屋内への退避が行われる例】

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等（国民保護法 112 III）

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

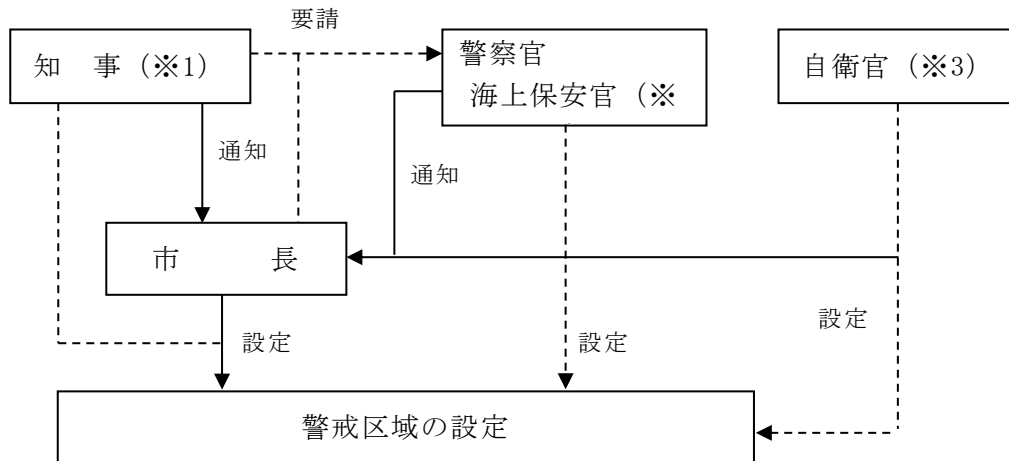
(4) 安全の確保等（国民保護法 22, 158 II）

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最

新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定



- ※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定
- ※2 市長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定
- ※3 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

(1) 警戒区域の設定(国民保護法 114 I)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化を踏まえて、警戒区域の範囲の変更を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

大規模集客施設等が警戒区域に含まれる場合には、一時滞在者等に対する避難誘導について、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとる。

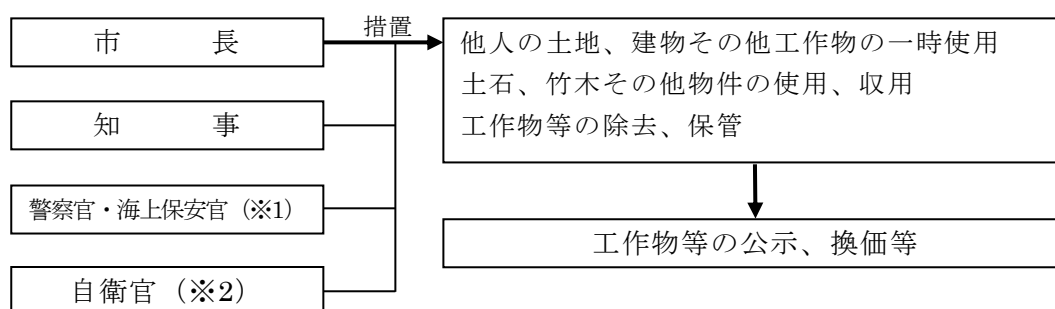
③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（国民保護法 22）

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 土地、建物の一時使用等（国民保護法 113）



※1 市長、知事による措置を待ついとまがないとき、又は要請があったとき

※2 市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(1) 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2) 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や

被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急・救助活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救急・救助活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救急・救助活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、

自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援（国民保護法 102IV）

消防機関は、生活関連等施設の管理者から施設の安全の確保のための必要な支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保（国民保護法 102III, IV）

- ① 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講ずる。
- ② 市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。
- ③ 市は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるよう努める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（国民保護法 103III, IV）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
また、市長は、(1)の【措置】①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（国民保護法 104）

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に関する措置の実施について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市内又は近接する他市町を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周辺への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣又は知事から通知を受けたときは庁内各部署において情報の共有を図り、速やかに初動体制に移行できるようにする。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会若しくは国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣等及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）の定め例により行うものとする。

(6) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応（国民保護法 107）

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【主な汚染原因】（国民保護法 107 I）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第 28 条で定める危険物質等

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【市長が講ずる権限】（国民保護法 108）

	対象物件等	措置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 1 移動の制限 2 移動の禁止 3 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 1 使用の制限又は禁止 2 給水の制限又は禁止
3 号	死体	1 移動の制限 2 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5 号	建物	1 立入りの制限 2 立入りの禁止 3 封鎖
6 号	場所	1 交通の制限 2 交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に通知すべき事項】（国民保護法施行令 31 I）

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

武力攻撃事態における被災情報の収集及び報告の仕組み、市民への適切な広報等について定める。

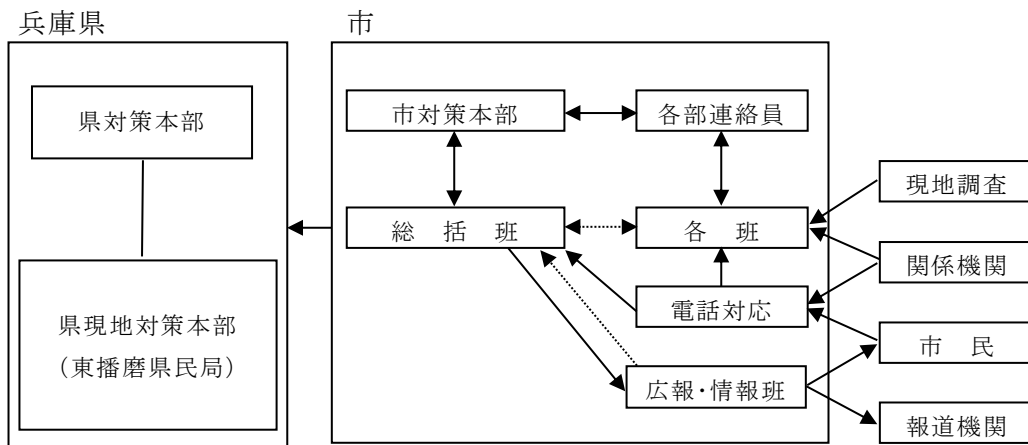
1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、報告すべき武力攻撃災害等を覚知したときは、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知「平成29年2月7日消防庁第11号消防庁長官通知（一部改正）」）に基づき、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。
- (4) 市は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【市における調査事項及び連絡系統】

(1) 収集・連絡系統

情報・指示の連絡系統は次図のとおりである。



(2) 被害概況把握のための情報

項目	収集内容	担当
概括的被害情報	1 現地調査	各部
	2 自主防災組織からの情報	地域活動班
	3 出勤途上情報（勤務時間外の場合）	全職員
	4 ヘリコプター要請による調査	消防部
	5 固定カメラによる調査	

ライフラインの被害の範囲	1 上水道	上下水道部
	2 下水道	
	3 電話（NTT西日本）	総括部
	4 都市ガス（大阪ガス）	
	5 電力（関西電力）	
医療機関に来ている傷病者の状況	医療機関	援護部
119番通報等の状況	1 119番通報状況	消防部
	2 118番通報状況	総括部
	3 市役所への市民通報	
その他	1 各避難所の避難者の状況	避難所運営部
	2 所管施設・設備の損壊状況	各部
	3 応急対策の内容	
	4 その他災害の発生拡大防止措置	

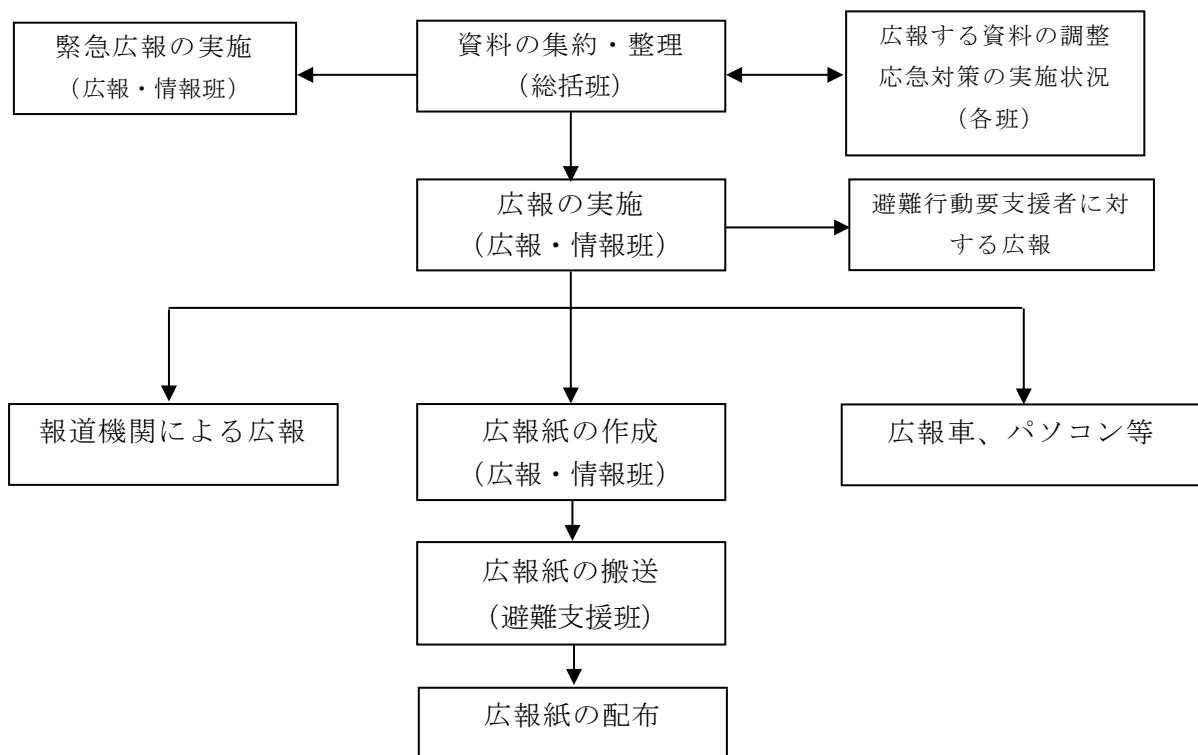
(3) 一般被害情報

項目	収集内容	担当
人的被害	1 死者、行方不明者の状況	総括部
	2 負傷者の状況	援護部
住家被害	1 全壊、半壊の状況・被災状況調査	調査部
	2 全焼、半焼の状況	消防部
非住家被害	1 公共建物	総括部
	2 その他	調査部
その他	1 田畑	応急対策第1部
	2 文教施設	避難所運営部
	3 病院	援護部
	4 道路	応急対策第2部
	5 橋梁	
	6 河川	
	7 港湾	
	8 砂防	上下水道部
	9 水道	
	10 清掃施設	環境部
	11 社会福祉施設	援護部
	12 鉄道不通	総括部
	13 船舶及び沿岸部の被害	応急対策第2部
	14 電話・電気・ガス	総括部
被災者	被災世帯、被災者数	調査部
火災	火災概要（建物、危険物、その他）	消防部
被害額	1 公立文教施設	避難所運営部
	2 農林水産業施設・農林畜水産被害・商工被	応急対策第1部
	3 その他の公共施設	総括部

2 市における被災情報の公表等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市における広報広聴体制を整備する。

実施担当		実施内容
市	広報・情報班	1 広報資料の統括 2 広報紙等の作成 3 広報車、防災ネットかこがわによる広報の実施 4 報道機関に対する発表、報道依頼等 5 広報資料の収集
	各班	広報すべき事項の提供
	総括班	各班の情報を整理し、本部会議資料を作成
	避難支援班	広報紙の市避難所への搬送及び配布
	援護班	避難行動要支援者に対する広報
消防団		消防団車両等による広報



(1) 武力攻撃事態等における広報体制

- ① 広報・情報班は、災害情報の収集、広報資料の作成等を統括する。
- ② 各班の担当者は、それぞれの班における広報関連情報の収集・整理等を行い、広報・情報班へ情報を提供する。
- ③ 広報・情報班は広報する事項を決定し、市民への広報を行う。

(2) 広報内容

① 緊急広報

武力攻撃事態等の初動対応期における緊急広報は、原則として次にあげる内容について実施する。

ただし、災害の状況により、適宜、必要な項目についても広報を実施する。

広 報 事 項	内 容
武力攻撃災害の発生状況	1 武力攻撃災害の発生状況 2 二次災害に関する情報
人命救助活動の呼びかけ	一般市民、自主防災会、事業所等への人命救助の協力依頼
避難場所、避難経路等の避難に関する事項	1 避難の指示の伝達、警戒区域設定関連情報 2 避難場所、避難経路の情報 3 避難時の注意
医療、救護に関する事項	1 救護所の開設状況 2 医療機関等の受入情報 3 専門医療（透析等）機関の情報
その時点で判明している被害の状況	1 ライフライン情報 2 道路情報（交通規制、緊急道路） 3 交通機関情報
市及び関係機関の応急対策の状況	1 応急対策の実施状況 2 全国からの救援情報
その他必要な事項	1 飲料水、食料、物資等の支給情報 2 安否に関する情報 3 遺体収容関係情報 4 その他必要な情報

② 一般広報

応急対策の状況や被災者の生活支援に必要な情報等、次にあげる内容について実施する。

広 報 事 項	内 容
武力攻撃災害の情報	被害情報
市及び関係機関の応急対策状況	各応急対策の実施状況
給水、給食、物資等に関する事項	1 飲料水、食料、生活必需品等の支給情報 2 救援物資の受入、支給情報
ライフラインの復旧情報	1 ライフラインの復旧情報 2 復旧見込み及び代替措置等の情報
道路情報、交通機関の運行・復旧状況	1 道路情報（交通規制、緊急道路） 2 公共交通機関の運行・復旧情報 3 代替交通機関情報
市民の安否に関する事項	1 避難所での名簿記載、自宅への避難先標示等の協力依頼 2 自主防災組織等への安否確認等の問い合わせに関する情報 3 安否情報、死亡者確認等の問い合わせに関する情報
医療機関、救護所の運営状況	1 医療機関の受入情報 2 専門医療機関に関する情報 3 救護所の運営情報

避難施設、地域での生活関連事項	1 避難行動要支援者の対応に関する情報 2 ごみ処理、し尿処理等衛生関連の情報 3 風呂の情報 4 商店等の営業情報
施策の実施等に関する事項	1 住宅関連情報 2 がれき処理関連情報 3 各種相談窓口の開設情報 4 被災証明、義援金関連情報 5 教育関連情報 6 見舞金、弔慰金等の支給関連情報 7 税、手数料等の減免措置の状況 8 各種貸付、融資制度関連情報 9 市の一般平常業務の再開情報
その他必要な事項	1 ボランティア関連情報 2 その他必要な情報

(3) 広報の方法

① 市民に対する広報

市民に対して広報を行う場合は、武力攻撃事態等の状況等により次に掲げる手段等を適宜有効に活用して実施する。

ア 広報車

イ 消防団車両

ウ 町内会の有する放送施設

エ 臨時に発行する広報紙、チラシ等の印刷物

オ テレビ、ラジオ

カ ケーブルテレビ・コミュニティFM

キ インターネット（防災ネットかこがわ、加古川市防災ポータル、SNS等）

ク 電子メール（防災ネットかこがわ、緊急速報メール）

② その他の方法

新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関に対し広報依頼を行う。

(4) 避難行動要支援者に対する広報

① 障がい者等への広報

ア 援護班は、視覚障がい者に対して的確な情報提供を行うため、広報紙、テレビ等に広報情報を提供する際に、ラジオ、広報車等の媒体を利用するよう徹底する。

また、ボランティアの協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、又は音声情報に置き換え、視覚障がい者に提供する。

イ 援護班は、聴覚障がい者に対して的確な情報提供を行うため、広報紙、テレビ、掲示板等の多様な媒体を活用するとともに、テレビ局に手話通訳者を派遣し、放送の際に手話通訳を行う。また、文字放送や字幕付き放送を流してもらうよう協力要請する。

ウ 外国人への広報

広報・情報班は、被災外国人への情報伝達を行うため、ボランティアの協力を得て、必要に応じて広報紙等を翻訳し、広報する。

(5) 報道機関に対する発表等

① 災害放送の要請

BAN-BANネットワークス（株）に対し、協定に基づき放送を要請する。

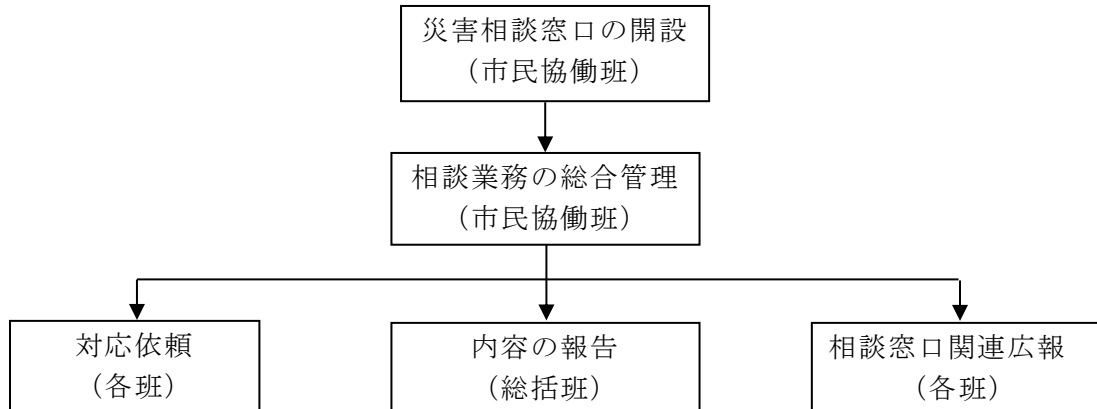
② 報道機関に対する資料提供による広報

広報・情報班は、災害情報や応急対策状況等に関して定期的に記者発表を行う。

3 問い合わせへの対応

武力攻撃事態等において、被災者等からの問い合わせや生活相談等の広聴活動について定める。

実施担当		実施内容
市	市民協働班	1 災害相談窓口の開設 2 問い合わせ、要望内容の総括 3 各班へ要望の対応依頼
	広報・情報班	1 相談窓口設置状況の広報 2 問い合わせ事項の広報 3 安否情報の提供



(1) 災害相談窓口

- ① 市民協働班は、武力攻撃事態等において大量に発生する市民等からの通報や問い合わせに迅速かつ効率的に対応するため、速やかに災害相談窓口を開設する。
- ② 各窓口には、専用の電話、ファックス等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を配置して対応するものとする。

(2) 相談所

市民協働班は、市内の公共施設や避難拠点に相談所を開設する。各相談所は、市民等からの問い合わせへの対応や要望の受け付けを実施するとともに、内容を取りまとめて総括班へ報告する。

(3) 相談業務の総括管理

- ① 市民協働班は、相談所が整理した問い合わせや要望などの情報を統括管理する。
- ② 対応処理について要望があったときは、直ちに各班に処理依頼を行い、併せて総括班へ報告する。

(4) 緊急問い合わせへの対応方法

- ① 市民協働班は、武力攻撃事態等において多発すると想定される市民等からの電話問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、災害情報等は記録票に記載し、総括班へ送付する。
- ② 市民協働班は、市民等からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長又は班長に連絡するとともに、総括班へ報告する。
- ③ 総括班は、市の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で市民協働班へ連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
- ④ 総括班は、必要に応じ、広報・情報班へ広報紙等への掲載及びインターネット通信への情報提供を依頼する。

(5) 相談窓口関連広報

広報・情報班は、相談窓口設置状況、問い合わせの多い事項等について、市民協働班から情報を受けて広報する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置について定める。

1 保健衛生の確保

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

実施担当		実施内容
市	援護班	健康相談及び栄養相談の実施に関する事

(1) 巡回健康相談の実施

- ① 援護班は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による相談及び家庭訪問を行う。
- ② 応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育を実施する。
- ③ 援護班は、巡回健康相談の実施に当たり、避難行動要支援者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

(2) 巡回栄養相談の実施

- ① 援護班は、避難所、仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 援護班は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、被災者の栄養のバランスの適正化を支援する。
- ③ 援護班は、巡回栄養相談の実施に当たり、避難行動要支援者をはじめ、被災者の栄養状態を把握する。

2 感染症対策の実施

被災地に発生するおそれのある感染症の予防等に関する措置について定める。

実施担当		実施内容
市	広報・情報班	感染症対策、食品衛生上の注意事項について市民等に広報すること
	避難所運営班	1 避難所の衛生管理に関する事 2 避難所の食品衛生に関する事
	援護班	1 感染症対策の実施に関する事 2 感染症対策用資機材の調達に関する事
	環境班	1 塵芥、汚泥等の処分及びし尿の処理 2 そ族、昆虫等の駆除
	上下水道班	家庭用水の供給に関する事

(1) 感染症対策活動

① 予防教育及び広報活動

ア 平時から、パンフレット、リーフレット等により、武力攻撃災害の際における感染症予防に関する注意事項を周知させる。

イ 武力攻撃災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、被災者に対して衛生指導を行う。

ウ 梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

② 清潔方法

環境班は、塵芥、汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋め立て若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。

③ 消毒の実施

環境班は、被害の状況により、次の事項について消毒を行い、そのために必要な感染症対策用薬剤等の調達を行う。

ア 家屋の消毒

イ トイレの消毒

ウ 芥溜、溝渠の消毒

エ 傷病者輸送用器などの消毒

④ そ族、昆虫等の駆除

環境班は、県の指示に基づき速やかにそ族、昆虫等の駆除を実施する。

⑤ 飲料水衛生の確保

ア 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

ウ 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

⑥ 患者等に対する措置

援護班は、被災地において、感染症患者等が発生したときは、保健所の指示に従い、患者等に対する医療を確保し、感染症の蔓延を防止するための健康診断や消毒等の措置を行う。

⑦ 避難所の感染症対策指導等

援護班は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通し衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を行う。

⑧ 報告

援護班は、県に被害状況・感染症対策活動状況を報告する。

3 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（国民保護法 124）

① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に

必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。

- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市は、②による廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

実施担当		実施内容
市	環境班	1 一般廃棄物、災害廃棄物の処理及びし尿の処理 2 仮設トイレの設置に関すること

① 武力攻撃災害時廃棄物処理の基本方針

ア 廃棄物の分類

武力攻撃災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類することができる。

(Ⅰ) 通常の一般廃棄物

通常は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに分別される

(Ⅱ) 武力攻撃災害により発生する一般廃棄物

- a 屋内で破損した陶磁器などの不燃物
- b 屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ
- c 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

(Ⅲ) 武力攻撃災害により発生するがれき

- a 倒壊していない建築物から発生する、破損した内壁、外壁、屋根瓦などの武力攻撃災害廃棄物
- b 倒壊した建築物から発生する武力攻撃災害廃棄物
- c 倒壊した家屋に残り、解体時に同時に排出される廃棄物（畳、カーテン、カーペット、家具、家電製品）

イ 基本的な処理方針

(Ⅰ) 一般廃棄物の処理

上記分類のうち、(Ⅰ)(Ⅱ)については、市の通常の処理、他市の応援及び許可業者等民間収集業者の協力により処理処分を行う。

(Ⅱ) がれき（武力攻撃災害廃棄物）の処理

上記分類のうち、(Ⅲ)については、自衛隊、土木建築・解体業者の協力を求めて解体・運搬を行い、処理処分については周辺自治体、産業廃棄物処理業者、大阪湾フェニックス等の協力を求める。

(Ⅲ) 分別の徹底

どの場合にも、分別を徹底させ、リサイクルを図るとともに、処分が容易となるように指導する。特に武力攻撃災害廃棄物については、仮置き場での分別は不可能な状況が予想されるため、解体現場における分別を徹底させる。

② がれき（武力攻撃災害廃棄物）の処理

ア がれき処理の基本方針

- (Ⅰ) 環境班は、武力攻撃災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なものや通行上支障があるものなどから優先的に撤去する。
- (Ⅱ) がれき処理については、可能な限りリサイクルに努め、適切な処理を行う。
- (Ⅲ) 武力攻撃災害の規模によっては、がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な広さを有し、かつ、安全な仮置き場を確保する。

イ がれき処理の実施方法

(Ⅰ) 情報の収集及び報告

- a 環境班は、自ら廃棄物処理施設やがれき処理関連民間業者などの被災状況を調査するとともに、総括班から情報提供を受け、市内の損壊建物等の情報を収集・整理し、全体のがれき量の概略を把握する。
- b 被害状況に応じて、県にがれきの処理の必要性を連絡する。

(Ⅱ) 収集計画の策定

がれき収集を効率的に行うため、以下の項目からなるがれき処理計画を策定する。

- a がれき全体処理量の把握
総括班の情報を基に、がれきの全体量の概算を行う。
- b がれき処理の優先順位
緊急交通路指定路線の被災状況や危険度などを勘案し、がれき処理の優先順位を策定する。
- c がれき処理体制の確立
民間業者の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を勘案し、がれき処理体制を構築する。
- d がれき仮置き場の決定
がれき仮置き場を確保するに当たっては、周辺の状態を考慮し適した場所を選定する。

(Ⅲ) がれきの収集・処理の実施

- a 民間業者への協力の要請
環境班は、状況により民間業者に協力を要請するなどし、がれき処理計画に基づきがれき処理を実施する。
- b 他市への応援要請
環境班は、状況により総括班を通じて他市への応援要請を行う。また、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県へ支援要請を行う。

③ ごみ（一般廃棄物）の処理

ア 処理の基本方針

（Ⅰ）収集

- a 人員の確保につとめ、可能な限り早急に収集を開始する。
- b 収集体制が不十分な場合は、周辺自治体、廃棄物処理業者への協力要請を行う。
- c 被災状況により、交通の支障などを早期に確認し、臨時収集計画により収集することも検討する。

（Ⅱ）処分

- a 市の通常処理を原則とする。
- b エコクリーンピアはりまの焼却能力及び不燃・粗大ごみの選別破碎能力が収集量に追いつかないときは、市内に仮置き場所を確保すると同時に、可燃物は早期に周辺自治体に協力を求め、不燃物は廃棄物処理業者による域外処理を考慮する。

イ 広報

広報・情報班は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、市民に対して次の広報を行う。

（Ⅰ）ごみ収集の日

（Ⅱ）ごみステーションの位置

（Ⅲ）注意事項（分別の徹底等）

④ し尿処理

ア し尿の処理については、広域避難場所、並びに被災者収容施設を優先して処理するものとし、既存の便所で足りない箇所については、避難人員に応じた仮設便所を設置する。

仮設便所の確保が困難なときは、県のあっせん等を利用する。

イ 水洗化地域、し尿浄化槽の設置地域において、下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮し、公園その他空き地を利用し、地域住民に応じた仮設便所を可能な限り設置する。仮設便所の確保が困難なときは、県のあっせん等を利用する。

ウ し尿の収集については、人員・機材等の借り上げを行い、被害状況に応じた応急処理を行う。

エ し尿の処理については、兵庫県加古川下流浄化センターを利用し、処理能力を超えるとき、又は同施設の損害状況によっては近隣市町に処理を要請する。

仮設トイレの設置基準

	住民当たりの必要数
仮設トイレの設置箇所数	5箇所/1,000世帯
仮設トイレの設置台数	1.2台/100人

4 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 市民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等において、水の安定的な供給等を実施する必要があることから、市民生活の安定に関する措置について示す。

1 生活関連物資等の価格安定（国民保護法 129）

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項及び第 5 項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第 6 条第 2 項及び第 3 項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（国民保護法 162Ⅱ）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給（国民保護法 134Ⅱ）

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理（国民保護法 137）

道路及び港湾の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）について、その適切な交付及び管理等について示す。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両船舶航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

実施担当		実施内容
市	庶務班 消防班	特殊標章等の交付及び使用許可に関すること

(1) 特殊標章等（国民保護法 158）

① 特殊標章

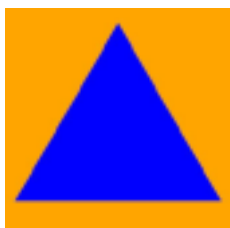
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。）

② 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面		裏面	
	〇〇市（町村）長	姓 Name	職の名称 Position
	身分証明書 IDENTITY CARD	その他の特記又は備考 Other distinguishing marks or information	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 National defence personnel		特殊標章の型 PHOTO OF HOLDER	
氏名 Name	生年月日 Date of birth	交付年月日 Date of issue	
この証明書の所持者は、次の条項において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in its capacity as		交付年月日 Date of issue	許可署名の署名 Signatures of issuing authority
有効期間の満了日 Date of expiry		印鑑 Stamp	所持者の署名 Signatures of holder

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害が発生した施設及び設備の一時的な修繕や補修など応急の復旧について示す。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（国民保護法 139）

市は、安全の確保をした上で、武力攻撃災害発生後、可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（国民保護法 140）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃事態の終了後に行われる武力攻撃災害の復旧について示す。

(1) 国における所要の法制の整備等（国民保護法 171）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第3章 財政上の措置等

国民保護措置の実施に要した費用の支弁及び損失補償等に関する手続、市民の権利利益の救済に係る手続等について示す。

1 費用負担及び支弁

(1) 国及び地方公共団体の費用の負担（国民保護法 164, 168）

市が実施する国民保護措置、その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】（国民保護法 168, 国民保護法施行令 47～51）

1 国が負担する費用

- (1) 住民の避難に関する措置に要する費用
- (2) 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
(内閣総理大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
- (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- (4) 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- (5) 国が地方公共団体と共同して行う国民保護措置についての訓練に係る費用

2 地方公共団体が負担する費用

- (1) 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
(地域手当、住居手当、通勤手当、その他の手当)
※ 国民保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
- (2) 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
(消耗品費、通信費、その他の費用)
- (3) 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

(2) 他の市町の応援に要する費用の支弁（国民保護法 165）

市は、他の市町の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、市が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市町に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3) 市が救援の事務を行う場合の費用の支弁（国民保護法 167）

県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされたとき、県は市による救援の実施に要する費用を支弁しなければならないとされている。

県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該市に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。この場合、市は立替支弁に伴う予算措置を講じた上で費用を支弁する。

(4) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、

その支出額を証明する書類等を保管し、その写しを参考資料として添付した上で、国又は県に費用の請求を行う。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（国民保護法 159 I，国民保護法施行令 40）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償（国民保護法 160，国民保護法施行令 43, 44）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（国民保護法 161 II，国民保護法施行令 45, 46）

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (国民保護法 第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（国民保護法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（国民保護法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（国民保護法第82条）
	応急公用負担に関する事（国民保護法第113条第1項, 5項）
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1項, 3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申立てに関する事（国民保護法第6条, 175条）	
訴訟に関する事（国民保護法第6条, 175条）	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（国民保護法 182）

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達（国民保護法 183）

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害